

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第7回会議資料



平成16年8月26日(木)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第7回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成16年8月26日(木)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- (1) 協議第 8号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- (2) 協議第12号 町・字の区域及び名称の取扱いについて
- (3) 協議第13号 地方税の取扱いについて
- (4) 協議第23号 - 7 各種事務事業(納税関係)の取扱いについて
- (5) 協議第19号 国民健康保険事業の取扱いについて
- (6) 協議第23号 - 10 各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱い(その1)について
 - ア 子育て支援関係
 - ウ 障害者福祉関係
 - エ 生活保護関係
 - 15 各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて
 - 16 各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて
- (7) 協議第24号 新市建設計画(その3)について
 - ・第5章 新市の施策

(2) その他

- (1) 第8、9回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

4 閉 会

協議第 8 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

一般職の職員の身分の取扱いについて

1 市 2 町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。

3 職務については、合併時に職名とともに級別職務分類表を統一する。

4 職員の給与制度については、給料表の取扱いを含め合併時に統一する。

5 現職員については、現給を保障する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

1 基本的考え方

新設合併の場合は、一般職の職員が勤務していた市町の法人格が消滅するため、職員は失職することとなる。
 しかし、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定められている。
 このため、合併協議会において、1市2町の職員を、新市の職員として引き継ぐ旨の確認を行う必要がある。
 また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、新市発足後の職員の任用制度、給与等に関して基本的な取り扱い方針を協議する必要がある。

2 1市2町の職員数（平成16年4月1日現在）

部門別職員数

	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考	
	条例定数	現職員数	条例定数	現職員数	条例定数	現職員数	条例定数	現職員数
市町長の事務部局	375	304	102	90	77	77	554	471
議会の事務部局	6	6	2	2	2	2	10	10
選挙管理委員会の事務部局	3	2	2	(兼務2)		(兼務2)	5	2
農業委員会の事務部局	5	4	2	(兼務2)	2	2	9	6
監査委員の事務部局	2	2	1	(兼務1)		(兼務1)	3	2
教育委員会の事務部局	122	91	39	32	31	24	192	147
水道事業	27	25	6	6	3	3	36	34
老人保健施設事業	-	-	-	-	3	3	3	3
計	540	434	154	130	118	111	812	675

教育委員会の事務部局の職員数には、教育長（条例定数外）は一般職の身分を併せ持つため、人数に含めている。

3 職名等

(1) 職の名称

	観音寺市	大野原町	豊浜町
<p>吏員 (事務吏員・技術吏員)</p>	<p>課長、局長、支所長、福祉事務所長、主幹、室長、課長補佐、局長補佐、支所長補佐、福祉事務所長補佐、下水浄化センター所長、衛生センター所長、港務所長、保育所長、副主幹、総括主査、総括自動車運転技師、総括営繕技師、総括環境整備技師、総括調理技師、係長、主査、主任主事、主任技師、保育所長補佐、主任保育士、主任自動車運転技師、主任営繕技師、主任環境整備技師、主任調理技師、主事、技師、保育士、自動車運転技師、営繕技師、環境整備技師、調理技師</p>	<p>参事、課長、主幹、園長、保育所長、課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士、係長、主任主事、主任教諭、主任保健師、主任保育士、主任保健師、主任栄養士、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士、主事、教諭、保育士、保健師、栄養士、主事補</p>	<p>本庁 課長(室長)、主幹、課長補佐(室次長)、副主幹、係長、主査、主任主事、主任保健師、主事、保健師</p> <p>出先機関 所長、副所長、主任保育士、保育士、栄養士</p>
<p>吏員以外の職</p>	<p>事務員、技術員、保育士、自動車運転技術員、営繕技術員、環境整備技術員、調理技術員</p>	<p>運転手、用務員、給食調理員、作業員、主任ホームヘルパー、ホームヘルパー</p>	<p>自動車運転手、清掃整備員、給食調理員、用務員、ホームヘルパー</p>

(2) 級別職務分類表（標準職務分類表）

	観音寺市	大野原町	豊浜町
1 級	定型的な業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事補、教諭、保育士、保健師、栄養士	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士
2 級	1 主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う事務員若しくは技術員の職務又はこれに相当する職務	主事及び教諭、保育士、保健師、栄養士の職務に相当の経験年数を経た職員の職務	主事、保育士、教諭、保健師、栄養士
3 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主任主事、保育士、教諭、保健師、栄養士
4 級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士及び副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する主任主事、副主任教諭、副主任保育士、副主任保健師、副主任栄養士	主査、主任保育士、主任教諭、主任保健師、係長
5 級	1 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職務	課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	係長、主任保育士、主任教諭、主任保健師、副主幹、副所長、教頭
6 級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 総括主査の職務又はこれに相当する職務	園長、副園長並びに課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長補佐、副主幹、副園長、副保育所長、統括主任教諭、統括主任保育士、統括主任保健師、統括主任栄養士及び係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する係長、主任教諭、主任保育士、主任保健師、主任栄養士	副主幹、主任保育士、主任教諭、主任保健師、課長補佐、副所長、教頭 主幹、所長、園長
7 級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務	課長、主幹、園長、保育所長	主幹、室長、課長、所長、園長、議会事務局長
8 級	課長の職務又はこれに相当する職務	参事、課長の職務に相当の経験年数を経て、相当困難な業務を分掌する課長	課長、議会事務局長

4 職員の給与

給料表、手当等の状況

	観音寺市	大野原町	豊浜町
給料表	行政職（一） 8級制 企業職給料表 8級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制	行政職（一） 8級制 技能労務職給料表 5級制
初任給 (行政職一)	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給	大卒 2級2号給 短大卒 1級5号給 高校卒 1級3号給
手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当
退職手当制度	観音寺市職員の退職手当に関する条例に基づき支給される。	香川縣市町総合事務組合（旧香川縣市町職員退職手当組合）に加入し、組合の退職手当支給条例の規定に基づき支給される。	

5 参考条文

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の(2) 地方開発事業団の理事長及び監事の職

(1)の(3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤の職

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

6 先進地の事例

市町村名	合併期日	調整方針
西条市・東予市・丹原町・小松町 合併協議会	H16.11.1	1. 西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 4. 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 5. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保障したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
さぬき市	H14.4.1	1. 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2. 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3. 職員の職名については、合併時に調整する。 4. 現職員については、現給を保障する。
丸亀市・綾歌町・飯山町 合併協議会	H17.3.22	1市2町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 1. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。 2. 職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。 3. 職員の給与については、新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4. 現職員については、現給を保障する。

協議第12号

町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

町・字の区域及び名称の取扱いについて

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 観音寺市においては、現行のとおりとする。
 - (2) 大野原町においては、「三豊郡大野原町大字」を「観音寺市大野原町」に置き換え、字名「五郷海老済」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」については、各々「五郷」を削除する。
 - (3) 豊浜町においては、「三豊郡豊浜町大字」を「観音寺市豊浜町」に置き換える。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

調整方針（案）

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 観音寺市においては、現行のとおりとする。
 - (2) 大野原町においては、「三豊郡大野原町大字」を「観音寺市大野原町」に置き換え、字名「五郷海老濟」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」については、各々「五郷」を削除する。
 - (3) 豊浜町においては、「三豊郡豊浜町大字」を「観音寺市豊浜町」に置き換える。

合併前	合併後
観音寺市観音寺町	観音寺市観音寺町
観音寺市有明町	観音寺市有明町
観音寺市八幡町一丁目	観音寺市八幡町一丁目
観音寺市八幡町二丁目	観音寺市八幡町二丁目
観音寺市八幡町三丁目	観音寺市八幡町三丁目
観音寺市三本松町一丁目	観音寺市三本松町一丁目
観音寺市三本松町二丁目	観音寺市三本松町二丁目
観音寺市三本松町三丁目	観音寺市三本松町三丁目
観音寺市三本松町四丁目	観音寺市三本松町四丁目
観音寺市琴浪町一丁目	観音寺市琴浪町一丁目
観音寺市琴浪町二丁目	観音寺市琴浪町二丁目
観音寺市瀬戸町一丁目	観音寺市瀬戸町一丁目
観音寺市瀬戸町二丁目	観音寺市瀬戸町二丁目
観音寺市瀬戸町三丁目	観音寺市瀬戸町三丁目
観音寺市瀬戸町四丁目	観音寺市瀬戸町四丁目

合併前	合併後
観音寺市昭和町一丁目	観音寺市昭和町一丁目
観音寺市昭和町二丁目	観音寺市昭和町二丁目
観音寺市昭和町三丁目	観音寺市昭和町三丁目
観音寺市坂本町一丁目	観音寺市坂本町一丁目
観音寺市坂本町二丁目	観音寺市坂本町二丁目
観音寺市坂本町三丁目	観音寺市坂本町三丁目
観音寺市坂本町四丁目	観音寺市坂本町四丁目
観音寺市坂本町五丁目	観音寺市坂本町五丁目
観音寺市坂本町六丁目	観音寺市坂本町六丁目
観音寺市坂本町七丁目	観音寺市坂本町七丁目
観音寺市天神町一丁目	観音寺市天神町一丁目
観音寺市天神町二丁目	観音寺市天神町二丁目
観音寺市天神町三丁目	観音寺市天神町三丁目
観音寺市高屋町	観音寺市高屋町
観音寺市室本町	観音寺市室本町
観音寺市流岡町	観音寺市流岡町
観音寺市村黒町	観音寺市村黒町
観音寺市植田町	観音寺市植田町
観音寺市出作町	観音寺市出作町
観音寺市柞田町	観音寺市柞田町
観音寺市木之郷町	観音寺市木之郷町
観音寺市新田町	観音寺市新田町
観音寺市原町	観音寺市原町

合併前	合併後
観音寺市池之尻町	観音寺市池之尻町
観音寺市粟井町	観音寺市粟井町
観音寺市中田井町	観音寺市中田井町
観音寺市本大町	観音寺市本大町
観音寺市古川町	観音寺市古川町
観音寺市吉岡町	観音寺市吉岡町
観音寺市伊吹町	観音寺市伊吹町
三豊郡大野原町大字五郷海老濟	観音寺市大野原町海老濟
三豊郡大野原町大字五郷有木	観音寺市大野原町有木
三豊郡大野原町大字五郷田野々	観音寺市大野原町田野々
三豊郡大野原町大字五郷内野々	観音寺市大野原町内野々
三豊郡大野原町大字五郷井関	観音寺市大野原町井関
三豊郡大野原町大字萩原	観音寺市大野原町萩原
三豊郡大野原町大字大野原	観音寺市大野原町大野原
三豊郡大野原町大字花稻	観音寺市大野原町花稻
三豊郡大野原町大字中姫	観音寺市大野原町中姫
三豊郡大野原町大字丸井	観音寺市大野原町丸井
三豊郡大野原町大字福田原	観音寺市大野原町福田原
三豊郡大野原町大字青岡	観音寺市大野原町青岡
三豊郡豊浜町大字和田浜	観音寺市豊浜町和田浜
三豊郡豊浜町大字姫浜	観音寺市豊浜町姫浜
三豊郡豊浜町大字和田	観音寺市豊浜町和田
三豊郡豊浜町大字箕浦	観音寺市豊浜町箕浦

1 町名・字名に関する実際の変更手続

既に設置されている法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

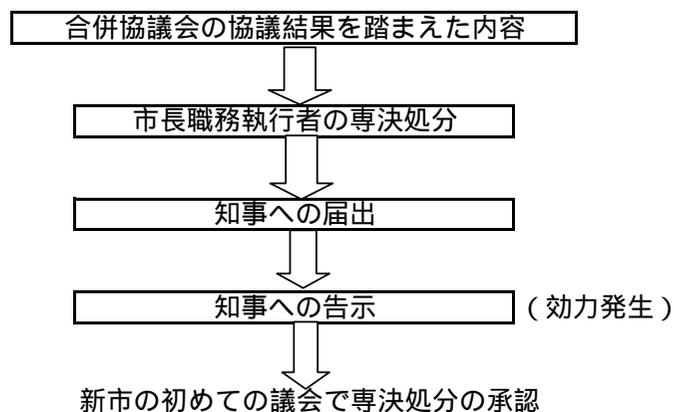
町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第 260 条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する場合」は、市町長が当該市町議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「市町長の提案」「市町議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力の発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後に町名以下が変更されることになり、二度手間では住民に多大な影響を及ぼすことになってしまう。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日には市長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続きは、合併前に当該区域の属する関係市町の議会で議決を経て、知事に届けでも可能。)

合併時の変更手続の流れ



(注) 住居表示に関する法律第 5 条の 2 に基づく手続きの適用については、従前の表示と異なる表示となることによる住民の理解の問題、表示区域の設定の問題、法的な変更手続に要する時間的な問題等により、今回の合併と同時の適用には無理があると思われるため、地方自治法第 260 条の規定による変更手続で対応することとなるであろう。なお、住居表示に関する法律に基づく住居表示の実施については、新市発足後、新市において必要に応じて検討することとすべきである。

【参考事項】

「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(30.12.6行政実例)

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(23.8.9行政実例)

市の廃置分合に際し、旧市町の字の区域と名称をそのまま新市の字の区域と名称とする場合には、自治法第260条の手続きは不要である。
(30.3.30行政実例)

【手続不要の例】

郡 町
郡 町大字

市
市大字

【手続を要する例】(新たな町名を画すると解釈される。)

郡 町
郡 町大字

市 町
市 町

「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続が必要である。

町とは、自治体としての「町」ではなく、市町の区域内の一定の区域としての「町」を意味する。

2 住所の表示変更により必要とされる主な手続等について(先進地参考事例)

[住民票、戸籍、印鑑登録証、老人保健医療受給者証、国民健康保険証、国民年金手帳]

新市において職権により変更しますので、合併時において、変更手続を行う必要なし。

[保育所、学校などへの住所変更手続]

公立については、住所変更の必要なし。国立、私立については、学校等によって異なる。

[原動機付自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識交付証明書]

住所変更の手続は必要なし。

[自動車運転免許証]

合併時に住所変更の手続は必要なし。(更新時に変更)

[不動産(土地登記簿・建物登記簿等)の所在]

所在変更の手続は必要なし。

[不動産登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者の住所]

所有者、権利者の住所については、合併前の町名・字名を、合併後の市名・町名とみなし読み替える規定があるので、住所変更の手続は必要なし。

[商業登記・法人登記の本店及び主たる事務所の所在地と役員の住所]

事務所の所在地については、法務局が職権で所在地変更登記を行う。役員の住所については、合併前の町名・字名を、合併後の市名・町名とみなし読み替える規定があるので、住所変更の手続は必要なし。

[預金通帳、定期預金証書、キャッシュカード]

一般的には、住所変更の手続は必要ないが、詳細については、各関係機関に確認が必要。

3 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（郡の区域）

第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

2 郡の区域内において市の設置があったとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があったときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。

4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

5 第1項乃至第3項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

関連法令条文

住民基本台帳法施行令第12条第2項（職権による住民票の記載等）

不動産登記法第59条（不動産所有者の住所関係）

登録免許税法第5条、同法施行規則第1条（変更登記申請関係）

商業登記法第26条（商業登記・法人登記の役員の住所関係）

4 先進地事例

団体名	合併期日	調 整 方 針
柳川市・大和町・三橋町 合併協議会 (福岡県)	H17.3.21 (予定)	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 「大字 (従来の名称)」中「大字」を削除する。 (2) 「柳川市大字」を「柳川市」とする。 「山門郡大和町大字」を「柳川市大和町」とする。 「山門郡三橋町大字」を「柳川市三橋町」とする。
丸亀市・綾歌郡・飯山町 合併協議会 (香川県)	H17.3.22 (予定)	1 町・字の区域については、現行のとおりとする。 2 町・字の名称については、丸亀市においては、現行のとおりとし、綾歌町及び飯山町においては、「綾歌郡」を「丸亀市」に置き換え、続けて現行の町名、字名を表記する。
西条市・東予市・丹原町・ 小松町合併協議会 (愛媛県)	H16.11.1 (予定)	(1) 西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。 (2) 丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「西条市丹原町」に置き換え、現在字名を継承する。 (3) 小松町については、「周桑郡小松町大字」を「西条市小松町」に置き換え、現在字名を継承する。
大洲喜多合併協議会 (愛媛県)	H17.1.11 (予定)	1 大洲市については、現行のとおりとする。 2 長浜町については、「喜多郡」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。ただし、一部の地域については、「喜多郡長浜町」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。 3 肱川町については、「喜多郡」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。 4 河辺村については、「喜多郡」を「大洲市」に、「村」を「町」に置き換え、「大字」を省き表示する。

協議第 1 3 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、1市2町で差異のない税制は現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のある税制は、次のとおりとする。

- 1 法人市民税の均等割については、標準税率を採用し、法人税割の税率については、100分の14.7とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行のとおりとする。
- 2 軽自動車税の納期については、5月1日から5月末日までとし、標識紛失時の弁償金については、200円とする。
- 3 都市計画税については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 入湯税については、観音寺市の例により統一する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い(市町村民税)	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考
納税義務者	(1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これ等に類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しない者及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの		(1) 町内に住所を有する個人 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 (3) 町内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該町内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの		(1) 町内に住所を有する個人 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 (3) 町内に事務所又は事業所を有する法人 (4) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で当該町内に事務所又は事業所を有しない者及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの		
課税標準及び税率	個人(県民税を含む) ・均等割(標準税率) 3,000円/年 ・所得割(標準税率) 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 法人 ・均等割(制限税率) 1号法人 年額 3,600,000円 2号法人 年額 2,100,000円 3号法人 年額 492,000円 4号法人 年額 480,000円 5号法人 年額 192,000円 6号法人 年額 180,000円 7号法人 年額 156,000円 8号法人 年額 144,000円 9号法人 年額 60,000円 ・法人税割(制限税率) 14.7%		個人(県民税を含む) ・均等割(標準税率) 3,000円/年 ・所得割(標準税率) 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 法人 ・均等割(標準税率) 1号法人 年額 3,000,000円 2号法人 年額 1,750,000円 3号法人 年額 410,000円 4号法人 年額 400,000円 5号法人 年額 160,000円 6号法人 年額 150,000円 7号法人 年額 130,000円 8号法人 年額 120,000円 9号法人 年額 50,000円 ・法人税割(標準税率) 12.3%		個人(県民税を含む) ・均等割(標準税率) 3,000円/年 ・所得割(標準税率) 200万円以下の金額 100分の3 200万円を超える金額 100分の8 700万円を超える金額 100分の12 法人 ・均等割(標準税率) 1号法人 年額 3,000,000円 2号法人 年額 1,750,000円 3号法人 年額 410,000円 4号法人 年額 400,000円 5号法人 年額 160,000円 6号法人 年額 150,000円 7号法人 年額 130,000円 8号法人 年額 120,000円 9号法人 年額 50,000円 ・法人税割 13.0%		
徴収方法	個人 普通徴収 特別徴収 法人 申告納付		個人 普通徴収 特別徴収 法人 申告納付		個人 普通徴収 特別徴収 法人 申告納付		
納期	1.納期の設定(1~4期) 第1期 6月1日 から 6月30日まで 第2期 8月1日 から 8月31日まで 第3期 10月1日 から 10月31日まで 第4期 翌年1月1日 から 翌年1月31日まで		1.納期の設定(1~4期) 第1期 6月1日 から 6月30日まで 第2期 8月1日 から 8月31日まで 第3期 10月1日 から 10月31日まで 第4期 翌年1月1日 から 翌年1月31日まで		1.納期の設定(1~4期) 第1期 6月1日 から 6月30日まで 第2期 8月1日 から 8月31日まで 第3期 10月1日 から 10月31日まで 第4期 翌年1月1日 から 翌年1月31日まで		
減免	次の各号の一に該当する者のうち、市長において必要があると認めるもの (1)生活保護法の規定による保護を受ける者 (2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる者 (3)学生及び生徒 (4)公共法人及び公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む) (5)その他特別の事由のあるもの		次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1)生活保護法の規定による保護を受ける者 (2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3)学生及び生徒 (4)公共法人、公益法人等、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人		次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1)生活保護法の規定による保護を受ける者 (2)当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3)学生及び生徒 (4)公共法人、公益法人等、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人		

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い(固定資産税)	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考
納税義務者	賦課期日(1月1日)現在において、固定資産税課税台帳に所有者として登録された者に対して課税する。		賦課期日(1月1日)現在において、固定資産税課税台帳に所有者として登録された者に対して課税する。		賦課期日(1月1日)現在において、固定資産税課税台帳に所有者として登録された者に対して課税する。		
課税標準及び税率	課税標準額 × 1.4 / 100 減免点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満		課税標準額 × 1.4 / 100 減免点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満		課税標準額 × 1.4 / 100 減免点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満		
徴収方法	普通徴収		普通徴収		普通徴収		
納期	1.納期の設定(1~4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月25日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで		1.納期の設定(1~4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月25日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで		1.納期の設定(1~4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月25日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで		
縦覧期間	4月1日から4月30日 ただし、土・日曜日、祝日を除く		4月1日から4月30日 ただし、土・日曜日、祝日を除く		4月1日から4月30日 ただし、土・日曜日、祝日を除く		
減免	次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要であると認めるもの (1) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産		次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要であると認めるもの (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産		次の各号の一に該当する固定資産のうち、町長において必要であると認めるもの (1) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産		
減免の状況	・生活保護 ・低工法(H14.9.14失効) ・公衆浴場		・低工法 ・農工法 ・生活保護者(申請にもとづき減免)		豊浜町条例第71条に基づき施行しており、生活保護及び低工法(H14.9.14失効)などが該当。		
委託業務	・固定資産基礎資料整備業務委託 ・評価替え適正化事業委託業務 ・評価替えシステム異動更新委託業務 ・土地鑑定評価業務委託		・固定資産税情報管理システム業務委託 ・評価替えシステム異動更新委託業務 ・土地鑑定評価業務委託		・固定資産情報システム保守委託業務 ・固定資産評価システム委託業務		

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い(軽自動車税)	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会																																																																																																									
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考																																																																																																									
納税義務者	軽自動車等の所有者又は使用者		軽自動車等の所有者又は使用者		軽自動車等の所有者又は使用者																																																																																																											
課税客体	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車																																																																																																											
税率	<table border="1"> <caption>観音寺市</caption> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>年額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>二輪(50cc以下)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>二輪(51cc~90cc以下)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>二輪(91cc~125cc以下)</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>三輪以上(50cc以下)</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>二輪(126cc~250cc)</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	年額(円)	原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000	二輪(51cc~90cc以下)	1,200	二輪(91cc~125cc以下)	1,600	三輪以上(50cc以下)	2,500	軽自動車	二輪(126cc~250cc)	2,400	三輪	3,100	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	二輪の小型自動車		4,000	小型特殊自動車	農耕用	1,600	その他	4,700	<table border="1"> <caption>大野原町</caption> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>年額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>二輪(50cc以下)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>二輪(51cc~90cc以下)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>二輪(91cc~125cc以下)</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>三輪以上(50cc以下)</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>二輪(126cc~250cc)</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	年額(円)	原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000	二輪(51cc~90cc以下)	1,200	二輪(91cc~125cc以下)	1,600	三輪以上(50cc以下)	2,500	軽自動車	二輪(126cc~250cc)	2,400	三輪	3,100	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	二輪の小型自動車		4,000	小型特殊自動車	農耕用	1,600	その他	4,700	<table border="1"> <caption>豊浜町</caption> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>年額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>二輪(50cc以下)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>二輪(51cc~90cc以下)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>二輪(91cc~125cc以下)</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>三輪以上(50cc以下)</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>二輪(126cc~250cc)</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕用</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700</td> </tr> </tbody> </table>		区	分	年額(円)	原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000	二輪(51cc~90cc以下)	1,200	二輪(91cc~125cc以下)	1,600	三輪以上(50cc以下)	2,500	軽自動車	二輪(126cc~250cc)	2,400	三輪	3,100	貨物	営業用	3,000	自家用	4,000	乗用	営業用	5,500	自家用	7,200	二輪の小型自動車		4,000	小型特殊自動車	農耕用	1,600	その他	4,700	
区	分	年額(円)																																																																																																														
原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000																																																																																																														
	二輪(51cc~90cc以下)	1,200																																																																																																														
	二輪(91cc~125cc以下)	1,600																																																																																																														
	三輪以上(50cc以下)	2,500																																																																																																														
軽自動車	二輪(126cc~250cc)	2,400																																																																																																														
	三輪	3,100																																																																																																														
	貨物	営業用	3,000																																																																																																													
		自家用	4,000																																																																																																													
	乗用	営業用	5,500																																																																																																													
		自家用	7,200																																																																																																													
二輪の小型自動車		4,000																																																																																																														
小型特殊自動車	農耕用	1,600																																																																																																														
	その他	4,700																																																																																																														
区	分	年額(円)																																																																																																														
原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000																																																																																																														
	二輪(51cc~90cc以下)	1,200																																																																																																														
	二輪(91cc~125cc以下)	1,600																																																																																																														
	三輪以上(50cc以下)	2,500																																																																																																														
軽自動車	二輪(126cc~250cc)	2,400																																																																																																														
	三輪	3,100																																																																																																														
	貨物	営業用	3,000																																																																																																													
		自家用	4,000																																																																																																													
	乗用	営業用	5,500																																																																																																													
		自家用	7,200																																																																																																													
二輪の小型自動車		4,000																																																																																																														
小型特殊自動車	農耕用	1,600																																																																																																														
	その他	4,700																																																																																																														
区	分	年額(円)																																																																																																														
原動機付自転車	二輪(50cc以下)	1,000																																																																																																														
	二輪(51cc~90cc以下)	1,200																																																																																																														
	二輪(91cc~125cc以下)	1,600																																																																																																														
	三輪以上(50cc以下)	2,500																																																																																																														
軽自動車	二輪(126cc~250cc)	2,400																																																																																																														
	三輪	3,100																																																																																																														
	貨物	営業用	3,000																																																																																																													
		自家用	4,000																																																																																																													
	乗用	営業用	5,500																																																																																																													
		自家用	7,200																																																																																																													
二輪の小型自動車		4,000																																																																																																														
小型特殊自動車	農耕用	1,600																																																																																																														
	その他	4,700																																																																																																														
納期	5月1日から5月末日まで		5月1日から5月末日まで		5月11日から5月末日まで																																																																																																											
標識再交付	標識番号紛失届・始末書を提出してもらい、廃車手続きをとり新たにナンバープレートを交付する。 標識紛失弁償金 200円		標識番号紛失届・始末書を提出してもらい、廃車手続きをとり新たにナンバープレートを交付する。 標識紛失弁償金 300円		標識番号紛失届・始末書を提出してもらい、廃車手続きをとり新たにナンバープレートを交付する。 標識紛失弁償金 200円																																																																																																											
減免	<p>・市長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等</p> <p>・身体障害者及び精神障害者(以下身体障害者等)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で当該身体障害者、当該身体障害者等と生計を一にする者、又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る)</p>		<p>・町長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等</p> <p>・身体障害者及び精神障害者(以下身体障害者等)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で、当該身体障害者、当該身体障害者等と生計を一にする者、又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る)</p>		<p>・町長が公益のため直接専用するものと認める軽自動車等</p> <p>・身体障害者及び精神障害者(以下身体障害者等)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で当該身体障害者、当該身体障害者等と生計を一にする者、又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するもののうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る)</p>																																																																																																											

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い(たばこ税)	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
事務事業名	観音寺市		大野原町	豊浜町			備考
納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者		製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者			
課税標準	売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数		売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数	売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数			
税率	・紙巻たばこ 1,000本につき2,743円 ただし、地方税法附則第30条の2第1項・第2項より 平成15年7月1日以後に売渡しが行われた市町村たばこ税の税率は… ・紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき1,412円 (「旧3級品紙巻たばこ」とは…エコー、わかば、しんせい、 ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄)		・紙巻たばこ 1,000本につき2,743円 ただし、地方税法附則第30条の2第1項・第2項より 平成15年7月1日以後に売渡しが行われた市町村たばこ税の税率は… ・紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	・紙巻たばこ 1,000本につき2,743円 ただし、地方税法附則第30条の2第1項・第2項より 平成15年7月1日以後に売渡しが行われた市町村たばこ税の税率は… ・紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき1,412円			

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い(都市計画税・入湯税)	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
事務事業名	観音寺市		大野原町	豊浜町			備考
都市計画税	<p>納税義務者 土地又は家屋(都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在するもの)の所有者に対し、価格(当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格)を課税標準として課税</p> <p>税率 0.20%</p> <p>納期 1.納期の設定(1～4期) 第1期 4月1日 から 4月30日まで 第2期 7月1日 から 7月31日まで 第3期 12月1日 から 12月31日まで 第4期 翌年2月1日 から 翌年2月末日まで</p> <p>減免 次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるもの (1) 貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に困り、著しく価値を減じた固定資産</p>			都市計画区域の設定はしているが、課税していない。			
入湯税	<p>納税義務者 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税</p> <p>課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 上記に掲げる者の外、市長が特に認めたもの</p> <p>税率 宿泊を伴う者 1人 1日 100円 日帰りの者 1人 1日 50円</p> <p>徴収方法 特別徴収</p> <p>徴収手続 ・特別徴収義務者 鉱泉浴場の経営 ・徴収手続 特別徴収義務者により、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記入した納入申告書が市長に提出され、これに基づき納入書により納入金が納入される。</p>						

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
--------	----	---------	---------	-------	------	--------	------

【 関係法令 】

地方税法(抜粋)

(個人の均等割の税率)

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、**三千円**とする。

(所得割の税率)

第三百十四条の三 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

二百万円以下の金額	百分の三
二百万円を超える金額	百分の八
七百万円を超える金額	百分の十二

(法人等の均等割の税率)

第三百十二条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」と総称する。)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
一 資本等の金額が五十億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第八号までにおいて同じ。)で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第八号まで及び第五項において「従業者数の合計数」という。)が五十人を超えるもの	年額 三百万円
二 資本等の金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 百七十五万円
三 資本等の金額が十億円を超える法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額 四十一万円
四 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 四十万円
五 資本等の金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額 十六万円
六 資本等の金額が千円を超え一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十五万円
七 資本等の金額が千円を超え一億円以下である法人で従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額 十三万円
八 資本等の金額が千円以下である法人で従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額 十二万円
九 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 五万円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ**一・二**を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

(法人税割の税率)

第三百十四条の六 法人税割の標準税率は、**百分の十二・三**とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、**百分の十四・七**を超えることができない。

(固定資産税の税率)

第三百十五条 固定資産税の標準税率は、**百分の一・四**とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、**百分の二・一**を超えることができない。

(軽自動車税の標準税率)

第四百四十四条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

イ 総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。)	年額	千円
ロ 二輪のもので、総排気量が〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの	年額	千二百円
ハ 二輪のもので、総排気量が〇・〇九リットルを超えるもの又は定格出力が〇・八キロワットを超えるもの	年額	千六百元
ニ 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が〇・〇二リットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの	年額	二千五百円

二 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 二輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	二千四百円
ロ 三輪のもの	年額	三千円

ハ 四輪以上のもの

乗用のもの		
営業用	年額	五千五百円
自家用	年額	七千二百円
貨物用のもの		
営業用	年額	三千円
自家用	年額	四千円
三 二輪の小型自動車	年額	四千円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ**一・二**を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

協定項目番号	13	合併協定項目名	地方税の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
<p>(たばこ税の税率) 第四百六十八条 たばこ税の税率は、千本につき二千七百四十三円とする。</p> <p>地方税法附則(抜粋)</p> <p>(市町村たばこ税の税率の特例) 第三十条の二 平成十五年七月一日以後に第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。))が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第四百六十八条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき二千九百七十七円とする。 2 平成十五年七月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第四百六十八条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百十二円とする。</p> <p>(入湯税) 第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。))に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。</p> <p>(入湯税の税率) 第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。</p> <p>(都市計画税の課税客体等) 第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。))において同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。</p> <p>(都市計画税の税率) 第七百二条の四 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄)</p> <p>(地方税に関する特例) 第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p>【先進地事例】</p> <p>・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会(平成17年3月22日合併予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人市民税については、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行の税率による。 法人市民税の均等割については、標準税率を採用し、法人税割の税率については、100分の14.7とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行の税率による。 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。 軽自動車税及び市町村たばこ税の税率については、現行のとおりとする。 <p>・西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会(平成16年11月1日合併予定)</p> <p>2市2町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。 入湯税については、東予市、小松町の例による。 <p>・松阪地方合併協議会(平成17年1月1日合併予定)</p> <p>5市町間で差異のある事項については、それぞれ次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人住民税 均等割額…松阪市の例による。ただし、合併特例法第10条第1項に規定する地方税に関する特例(不均一の課税)を適用することにより、嬉野町、三雲町、飯南町及び飯高町において、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間は、現行額のとおり据え置くものとする。 納期…松阪市の例による。 固定資産税 納期…松阪市の例による。 都市計画税 松阪市の例による。ただし、新市移行後、都市計画マスタープランを新たに策定し、市街化区域の見直しを行った後、住民への十分な説明を行った上で、新市の市街化区域に対し、課税を行うものとするが、当該見直しを行うまでの間は、合併特例法10条第1項に規定する地方税に関する特例(課税をしない)を適用することにより、現在の嬉野町の市街化区域に対し、課税を行うものとする。 軽自動車税 納期…三雲町の例による。 入湯税 飯高町の例による。 							

協議第 23 号 - 7

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて
前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23-7	合併協定項目	各種事務事業(納税関係)の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	税分科会		
調整の方針(案)		前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。							
		観音寺市		大野原町		豊浜町			
前納報奨金	適用税目 ・固定資産税 ・都市計画税 固定資産税・都市計画税 対象 4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×0.3/100×前納月数 (ただし、交付限度額は50,000円)	適用税目 ・個人町県民税(普通徴収) ・固定資産税 個人町県民税 対象 6月1日から6月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円) 固定資産税 対象 4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)	適用税目 ・個人町県民税(普通徴収) ・固定資産税 個人町県民税 対象 6月1日から6月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円) 固定資産税 対象 4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者 内容 前納額×5/1000×前納月数 (ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)	【実績】 (単位:円) 平成13年度 (廃) 市民税 3,430,780 固定資産税・都市計画税 17,588,890 平成14年度 (廃) 市民税 3,081,040 固定資産税・都市計画税 18,180,340		【実績】 (単位:円) 平成13年度 町民税 1,844,340 固定資産税 10,611,820 平成14年度 町民税 2,097,340 固定資産税 11,625,290		【実績】 (単位:円) 平成13年度 町民税 1,333,970 固定資産税 13,727,980 平成14年度 町民税 1,409,500 固定資産税 12,682,890	
【関係法令】 地方税法(抜粋) (個人の市町村民税の納期前の納付) 第三百二十一条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。 2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。 3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。 (固定資産税に係る納期前の納付) 第三百六十五条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。 2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。 3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数(一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。)を乗じて得た額をこえることができない。									

協議第 19 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国民健康保険税については、国民健康保険事業が健全で円滑な運営を確保することができるよう、医療費等の動向を勘案し、その必要額を算出した上で、平成 18 年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、合併する年度は、現行のとおりとする。
- 2 保健事業については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 一日人間ドック事業については、合併時に再編統一し、自己負担額については、新市において速やかに再編調整する。
 - (2) ヘルスアップモデル事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (3) その他の事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 3 成人病予防検診料助成事業については、合併時に廃止する。
- 4 無受診世帯表彰事業については、合併時に廃止する。
- 5 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編統一する。
- 6 国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	19	合併協定項目名	国民健康保険事業の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会
調整方針(案)	1 国民健康保険税については、国民健康保険事業が健全で円滑な運営を確保することができるよう、医療費等の動向を勘案し、その必要額を算出した上で、平成18年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は現行のとおりとする。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		備考
賦課方式	4方式		4方式		4方式		
按分率	医療給付費分 所得割 7.00% 資産割 24.00% 均等割 27,000円 平等割 28,000円 介護納付金分 所得割 0.80% 資産割 3.70% 均等割 6,200円 平等割 4,000円		医療給付費分 所得割 5.00% 資産割 32.00% 均等割 27,000円 平等割 28,000円 介護納付金分 所得割 0.50% 資産割 3.95% 均等割 6,000円 平等割 3,300円		医療給付費分 所得割 6.20% 資産割 35.00% 均等割 27,000円 平等割 28,000円 介護納付金分 所得割 0.70% 資産割 4.00% 均等割 6,000円 平等割 3,600円		
限度額	医療給付費分 530,000円 介護納付金分 80,000円		医療給付費分 530,000円 介護納付金分 80,000円		医療給付費分 530,000円 介護納付金分 80,000円		
賦課期日	4月1日		4月1日		4月1日		
納期	年4回 1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		年4回 1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		年4回 1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		
軽減割合	(1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(18,900円、19,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(4,340円、2,800円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき245,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(13,500円、14,000円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(3,100円、2,000円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき350,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(5,400円、5,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(1,240円、800円) 軽減		(1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(18,900円、19,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(4,200円、2,310円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき245,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(13,500円、14,000円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(3,000円、1,650円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき350,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(5,400円、5,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(1,200円、660円) 軽減		(1) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(18,900円、19,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 7割(4,200円、2,520円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき245,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(13,500円、14,000円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 5割(3,000円、1,800円) 軽減 (2) 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者1人につき350,000円を加算した額 を超えない世帯に係る納税義務者 ・ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(5,400円、5,600円) 軽減 ・ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割及び世帯別平等割… 2割(1,200円、720円) 軽減		
減免	次の各号の一に該当する者のうち、市長において必要があると認めるもの (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 (2) 天災その他特別の事由がある者		次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1) 災害等により生活が著しく困難となった者 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者 (3) その他特別の事情がある者		災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められるもので町長が認める者		

協定項目番号	19	合併協定項目	国民健康保険事業の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整の方針(案)		<p>2 保健事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)一日人間ドック事業については、合併時に再編統一し、自己負担額については、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>(2)ヘルスアップモデル事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3)その他の事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。</p> <p>3 成人病予防検診料助成事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4 無受診世帯表彰事業については、合併時に廃止する。</p>					
		観音寺市	大野原町		豊浜町		
国民健康保険保健事業		<p>一日人間ドック</p> <p>対象者 1年以上国民年金保険へ加入している者</p> <p>年齢制限 40歳以上70歳未満</p> <p>自己負担額 10,000円</p> <p>11,000円(併せて子宮ガン検診を受ける場合)</p> <p>委託先 三豊総合病院</p> <p>ヘルスアップモデル事業</p> <p>観音寺市、山本町、大野原町、豊浜町、財田町による共同事業</p> <p>その他の事業</p> <p>・健康啓発推進事業</p>	<p>ヘルスアップモデル事業</p> <p>観音寺市、山本町、大野原町、豊浜町、財田町による共同事業</p>		<p>一日人間ドック</p> <p>対象者 国民年金保険へ加入している者</p> <p>年齢制限 35歳以上70歳未満</p> <p>自己負担額 4,000円</p> <p>5,000円(併せて子宮ガン検診を受ける場合)</p> <p>委託先 三豊総合病院</p> <p>香川県総合検診協会</p> <p>ヘルスアップモデル事業</p> <p>観音寺市、山本町、大野原町、豊浜町、財田町による共同事業</p> <p>その他の事業</p> <p>・健康講演会、高齢者アンケート、健康イベント等</p>		
成人病予防検診料助成事業			<p>成人病予防検診料助成</p> <p>助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん } 1,000円(40歳～69歳) ・子宮がん } 500円(70歳以上) <p>・尿酸検査(基本健康診査時) { 集団 350円 個別 250円</p>				
無受診世帯表彰事業		<p>無受診世帯表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度において、無受診世帯であって、国民健康保険税を完納している世帯(併せて献血回数20回を超えた者を同時に表彰) ・方法 該当世帯に通知(引換券を同封)し、市役所窓口にて引換券と交換 ・記念品 商品券 一人当たり3,000円分 <p>無受診者記念品贈呈事業(老人医療無受診者推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度(3月診療分～2月診療分)の間で、1度も受診していない老人保健対象者 ・方法 はがきにて案内し、窓口にて贈呈 ・記念品 商品券 一人当たり3,000円分 	<p>無受診世帯表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度まで無受診世帯であって、国民健康保険税を完納している世帯 ・方法 健康福祉まつりに合わせて案内状を送付 まつり会場にて表彰(3年継続世帯、4人以上被保険者世帯) ・記念品 粗品(予算の範囲内において) 		<p>無受診世帯表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 前年度まで無受診世帯であって、国民健康保険税を完納している世帯 ・方法 該当世帯に通知し、窓口にて交付 ・記念品 商品券(納税金額に応じて) 		

協定項目番号	19	合併協定項目	国民健康保険事業の取扱い	専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整の方針（案）		5 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編統一する。 6 国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
国民健康保険運営協議会		国民健康保険運営協議会 ・委員構成 被保険者を代表する委員 5人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人 公益を代表する委員 5人 被用者保険等保険者を代表する委員 2人 合 計 17人 ・活動状況 定例会 年1回（2月）、その他必要があるとき	国民健康保険運営協議会 ・委員構成 被保険者を代表する委員 4人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 公益を代表する委員 4人 合 計 12人 ・活動状況 定例会 年2回（2月、6月） 視察研修（隔年）	国民健康保険運営協議会 ・委員構成 被保険者を代表する委員 3人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 公益を代表する委員 3人 合 計 9人 ・活動状況 定例会 年2回（2月、6月）			
国民健康保険診療所		観音寺市国民健康保険伊吹診療所 位置 観音寺市伊吹町986番地 診療所事務 対象 ・観音寺市国民健康保険被保険者 ・健康保険、船員保険の被保険者及びその被扶養者並びに法令により組織する共済組合の組合員及びその被扶養者並びに他市町村国民健康保険被保険者その他の者 内容 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療					
【先進地事例】 ・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（平成17年3月22日合併予定） 1 賦課方式及び納期については、現行のとおりとする。 …… 2 税率については、医療費の支出等からの試算を行った上で、平成18年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度及び平成17年度は、それぞれ現行の税率による。 3 出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、合併時に5万円に統一する。							
・旭市・海上町・飯岡町・干潟町合併協議会（平成17年3月31日以前） 1 国民健康保険税については、合併年度の残存期間は現行どおりとし、合併の翌年度以降は、賦課方式、税率、課税限度額、納期について、新市の療養給付被等を推計し、必要額を算出したうえで統一する。ただし、急激な負担増にならないよう必要な措置を講じる。 …… 2 任意給付については、1市3町の現状を踏まえ、相違のあるものについては合併時まで調整するものとし、1市3町で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐ。 3 短期人間ドック事業については、合併時まで調整する。 4 健康優良家庭表彰事業については、合併時まで調整する。 5 国民健康保険直営滝郷診療所の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。							
・島田市・太良町合併協議会（平成17年3月1日合併予定） 国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1 賦課方式、軽減割合は、現行のとおりとする。 …… 2 保険税率は、合併特例法第10条（不均一課税）の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く5年度間を上限に現行のとおりとし、その間、税率改定の必要が生じた場合は、新市の国民健康保険運営協議会で検討し、税率を調整する。 3 保険給付事業は、現行のとおり、新市へ引き継ぐ。 4 保健事業は、合併時に統一する。							

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その1）について

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その1）について、次のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その1）について

〔各種福祉制度〕

ア 子育て支援関係

- 1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 家庭児童相談室については、合併時に統一する。
- 3 地域組織活動育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 地域子育て推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 遺児年金については、合併時に再編統一する。
- 6 保育所保育料については、新市において速やかに再編統一する。
- 7 保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。
- 8 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 一時保育促進事業については、新市において随時再編調整する。
- 10 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 11 保育所地域活動事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 児童手当については、合併時に統一する。
- 13 民生委員推薦会については、合併時に統合する。
- 14 民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一する。

ウ 障害者福祉関係

- 1 障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。
- 2 心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。
- 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一す

る。

4 障害者福祉計画については、新市において速やかに策定する。

エ 生活保護関係

生活保護業務については、合併時に統一する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	<p>〔各種福祉制度〕</p> <p>ア 子育て支援関係</p> <p>1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 家庭児童相談室については、合併時に統一する。</p> <p>3 地域組織活動育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ</p>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
子育てホームヘルプ事業	<p>1. 対象者 乳幼児をもつ保護者</p> <p>2. 申込 子育てホームヘルパー依頼申込書</p> <p>3. 実施 産じょく期（産後2ヶ月以内） 訪問型一時保育、子育て支援</p> <p>4. 費用負担等 申込者の負担金徴収およびホームヘルパー報酬額請求等</p> <p>5. 事業主体 観音寺市</p> <p>6. 事業委託 社会福祉法人高室保育園</p>	_____	町社協において子育てホームヘルパー養成（研修）中 H17年度立上げ予定				
家庭児童相談室	<p>1. 相談業務 2名の家庭相談員が交替で相談 報酬月額 95,000円/名</p> <p>2. 関係機関との連携調整</p>	_____	_____				
地域組織活動育成事業	<p>1. 対象 昭和48年4月21日児発第250号厚生省児童家庭局通知 「国庫補助による地域組織活動の運用について」 に基づいて 地域組織活動を行っている組織</p> <p>2. 申請 事業計画、予定収支計算書、会員名簿</p> <p>3. 実施 9クラブ</p> <p>4. 実績報告 実績報告、事業報告、収支決算報告書、領収書写し</p>	_____	_____				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 4 地域子育て推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 遺児年金については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
地域子育て推進事業	———	<p>実施要領（財）香川県児童・青少年健全育成事業団が香川県からの出資金により創設した基金の運用益を活用して実施</p> <p>1.目的 保育所・児童館・幼稚園・その他身近な公的施設等を活用して、育児相談や子育て支援に関する情報提供、子育てサークル等に対する支援などを行う場合、その事業の実施に要する経費の一部を助成することにより安心して子どもをうみ育てることができる環境づくりに資することを目的とする。</p> <p>2.助成対象 市町（中核市を除く）とする。ただし、助成を受ける市町が当該事業について、特別保育事業などの国庫補助や他の民間補助を受けていないこと。</p> <p>3.助成手続 助成申込書に必要事項を記載し、原則として5月末日までに財団に提出。</p> <p>4.実績報告 助成事業完了後30日を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日まで実績報告書を財団に提出。</p>	<p>実施要領（財）香川県児童・青少年健全育成事業団が香川県からの出資金により創設した基金の運用益を活用して実施</p> <p>1.目的 保育所・児童館・幼稚園・その他身近な公的施設等を活用して、育児相談や子育て支援に関する情報提供、子育てサークル等に対する支援などを行う場合、その事業の実施に要する経費の一部を助成することにより安心して子どもをうみ育てることができる環境づくりに資することを目的とする。</p> <p>2.助成対象 市町（中核市を除く）とする。ただし、助成を受ける市町が当該事業について、特別保育事業などの国庫補助や他の民間補助を受けていないこと。</p> <p>3.助成手続 助成申込書に必要事項を記載し、原則として5月末日までに財団に提出。</p> <p>4.実績報告 助成事業完了後30日を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日まで実績報告書を財団に提出。</p>				
遺児年金	<p>1.対象 ・現に扶養を受けていた父又は母（養父 母含む）が死亡し、又は3年以上生死不明（遺棄含む）である義務教育終了前の児童 ・市内に1年以上居住（従って1才未満は資格なし）する者</p> <p>2.年金支給額 12,000円/年 ただし初回のみ支給事由が生じた月からの月割り支給になる。</p> <p>3.申請方法 本人申請（家族）</p> <p>4.支給方法 3月に現金窓口支給</p>	<p>1.対象 ・大野原町に住所を有し、義務教育終了前の者かつ父母が死亡ないし父又は母を失った者ないし父母又はその一方が3年以上生死不明</p> <p>2.年金支給額 12,000円/年（遺児一人につき）</p> <p>3.申請方法 ・住民票添付 ・保護者が申請できる</p> <p>4.支給方法 9月振込 新たに発生又は消滅のときは月割り</p>	<p>1.対象 ・町内に住所を有する義務教育終了前の者 父母が死亡した者 父又は母を失った者 父母又はその一方が3年以上生死不明である者</p> <p>2.年金支給額 遺児1人につき 13,000円/年</p> <p>3.申請方法 保護者が申請を出す</p> <p>4.支給方法 毎年9月支給 窓口</p>				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会																																																																																																																		
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 6 保育所保育料については、新市において速やかに再編統一する。																																																																																																																								
項目	観音寺市			大野原町		豊浜町																																																																																																																			
保育所保育料	<p>1.保育料の決定(所得割等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td colspan="3">円 0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>7,000</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>市町村民税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>18,000</td> <td colspan="2">16,000</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>64,000円未満</td> <td>30,000</td> <td>27,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>44,500</td> <td>34,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>50,000</td> <td>34,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>408,000円以上</td> <td>52,000</td> <td>34,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.保育料の決定通知 電算打出し 4月</p> <p>3.保育料の請求 未納者に対する請求通知</p> <p>4.納付方法 口座引き落とし、窓口払い</p> <p>5.納付確認 電算打出し</p> <p>6.滞納処理 未納者に対する請求通知、訪問</p>			各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)			階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0			第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	7,000	5,000		第3	市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	18,000	16,000		第4	64,000円未満	30,000	27,000	25,000	第5	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500	34,000	30,000	第6	160,000円以上 408,000円未満	50,000	34,000	30,000	第7	408,000円以上	52,000	34,000	30,000	<p>1.保育料の決定(所得割等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th colspan="2">徴収金額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯</td> <td>7,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市町村民税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>18,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>64,000円未満</td> <td>30,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>44,500円</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>49,000円</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>408,000円以上</td> <td>50,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.保育料の決定通知 電算打出し 4月</p> <p>3.保育料の請求 未納者に対する請求通知</p> <p>4.納付方法 口座引き落とし、窓口払い</p> <p>5.納付確認 電算打出し</p> <p>6.滞納処理 未納者に対する請求通知、訪問</p>		階層区分	定義	徴収金額		3歳未満児	3歳以上児	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	7,000円	5,000円	3	市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	18,000円	16,000円	4	64,000円未満	30,000円	27,000円	5	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500円	32,000円	6	160,000円以上 408,000円未満	49,000円	34,000円	7	408,000円以上	50,000円	36,000円	<p>1.保育料の決定(所得割等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th colspan="2">徴収金額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前年度の町村民税額 非課税世帯</td> <td>7,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>課税世帯</td> <td>17,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>64,000円未満</td> <td>29,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>前年の所得税額 64,000円以上 160,000円未満</td> <td>43,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>45,000円</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>408,000円以上</td> <td>47,000円</td> <td>32,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.保育料の決定通知 電算打出し 4月</p> <p>3.保育料の請求 未納者に対する納付書送付</p> <p>4.納付方法 口座引落・窓口払い</p> <p>5.納付確認 電算打出し</p> <p>6.滞納処理 未納者に対する請求通知</p>		階層区分	定義	徴収金額		3歳未満児	3歳以上児	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	2	前年度の町村民税額 非課税世帯	7,000円	5,000円	3	課税世帯	17,000円	14,000円	4	64,000円未満	29,000円	26,000円	5	前年の所得税額 64,000円以上 160,000円未満	43,000円	30,000円	6	160,000円以上 408,000円未満	45,000円	31,000円	7	408,000円以上	47,000円	32,000円
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)																																																																																																																								
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																					
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0																																																																																																																							
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	7,000	5,000																																																																																																																						
第3	市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	18,000	16,000																																																																																																																						
第4	64,000円未満	30,000	27,000	25,000																																																																																																																					
第5	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500	34,000	30,000																																																																																																																				
第6	160,000円以上 408,000円未満	50,000	34,000	30,000																																																																																																																					
第7	408,000円以上	52,000	34,000	30,000																																																																																																																					
階層区分	定義	徴収金額																																																																																																																							
		3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																						
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円																																																																																																																						
2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	7,000円	5,000円																																																																																																																						
3	市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	18,000円	16,000円																																																																																																																						
4	64,000円未満	30,000円	27,000円																																																																																																																						
5	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満	44,500円	32,000円																																																																																																																					
6	160,000円以上 408,000円未満	49,000円	34,000円																																																																																																																						
7	408,000円以上	50,000円	36,000円																																																																																																																						
階層区分	定義	徴収金額																																																																																																																							
		3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																						
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円																																																																																																																						
2	前年度の町村民税額 非課税世帯	7,000円	5,000円																																																																																																																						
3	課税世帯	17,000円	14,000円																																																																																																																						
4	64,000円未満	29,000円	26,000円																																																																																																																						
5	前年の所得税額 64,000円以上 160,000円未満	43,000円	30,000円																																																																																																																						
6	160,000円以上 408,000円未満	45,000円	31,000円																																																																																																																						
7	408,000円以上	47,000円	32,000円																																																																																																																						

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 7 保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。 8 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町		
保育時間延長事業	<p>1.通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分</p> <p>2.あずかり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分</p> <p>3.希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時30分</p> <p>4.延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み</p> <p>5.職員等の体制 平日 16時30分～17時30分 0・1歳児 2名 2・3・4・5歳児 3名 平日 7時30分～8時30分 2名 土曜 11時30分～12時30分 3名 7時30分～8時30分 2名</p> <p>・時差出勤・時間外手当 ・施設長は時間外手当なし</p>		<p>1.通常の保育時間 平日 8時30分～16時30分</p> <p>2.あずかり保育の時間設定 平日 7時30分～18時00分</p> <p>3.希望保育の時間設定 土曜 7時30分～12時20分</p> <p>4.延長保育申請方法 時間外保育申込み 土曜希望保育申込み</p> <p>5.職員等の体制 平日 16時30分～17時05分 0・1歳児 2名内管理職1名 2・3・4・5歳児 2名内管理職1名 平日 17時05分～18時00分 3名内管理職1名と施設長 (又は副所長) 平日 7時30分～8時30分 2名内管理職1名 土曜 3名内管理職1名と施設長 (又は副所長) 7時30分～8時30分 2名内施設長(又は副所長)1名</p> <p>・施設長(副所長)及び管理職は、超勤手当無し</p>		<p>1.通常の保育時間 平日 8時30分～17時00分</p> <p>2.あずかり保育の時間設定 平日 7時30分～17時30分</p> <p>3.希望保育の時間設定 土曜 7時30分～13時00分</p> <p>4.延長保育申請方法 保護者からの連絡等にて対処</p> <p>5.職員等の体制 普段と同様</p>		
第3子以降保育料免除事業	<p>1.対象 現に扶養する児童が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児</p> <p>2.手続き 保育所入退所事務に同じ</p> <p>3.体制 児童福祉法最低基準以上</p> <p>4.保育状況 平成16年4月1日現在 0歳児 19名 1歳児 30名 2歳児 49名 (計) 98名</p>		<p>1.対象 現に扶養する児童が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児</p> <p>2.手続き 保育所入退所事務に同じ</p> <p>3.体制 児童福祉法最低基準以上</p> <p>4.保育状況 平成16年4月1日現在 0歳児 6名 1歳児 7名 2歳児 14名 (計) 27名</p>		<p>1.対象 現に扶養する児童が3人以上いる世帯の出生順位が第3位以降である3歳未満児</p> <p>2.手続き 保育所入退所事務に同じ</p> <p>3.体制 児童福祉法最低基準以上</p> <p>4.保育状況 平成16年4月1日現在 0歳児 1名 1歳児 6名 2歳児 8名 (計) 15名</p>		

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	<p>〔各種福祉制度〕</p> <p>ア 子育て支援関係</p> <p>9 一時保育促進事業については、新市において随時再編調整する。</p> <p>10 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
一時保育促進事業	_____	<p>1.対象 児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない児童で、町内に住所を有する生後6ヵ月経過後、小学校就学前までの児童</p> <p>2.申請方法 大野原町一時保育申込書を町長に提出する。 ただし、緊急を要する場合は口頭又は代理人による申請を行い、事後において申請書を提出することができる。</p> <p>3.体制 ・臨時職員 1名 ・事業により保育する児童の定員は、1日当たり、おおむね3人とする。</p> <p>4.実施状況 平成14年10月1日より施行</p> <p>5.費用 全日 2,000円 半日 1,000円 給食費 300円 (パンの時はパン代別途徴収)</p> <p>6.徴収方法 納付書送付</p>	_____				
地域子育て支援センター事業	<p>1.目的 地域全体で子育てを支援するため、実施保育所に職員を配置し、子育て支援を行う。 従来型 3園 小規模型 2園</p> <p>2.事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成・支援 特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力 家庭的保育を行う者への支援</p> <p>3.事業主体 観音寺市</p> <p>4.委託先 法人保育所 5園</p> <p>5.支払方法 委託料を年4回に分けて各保育園の口座に振り込む</p>	_____	_____				

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会																		
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 11 保育所地域活動事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 12 児童手当については、合併時に統一する。																								
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町																				
保育所地域活動事業	<p>1. 対象 公 4</p> <p>2. 事業数 4事業（年6回）</p> <p>3. 事業内容 ・世代間交流事業 ・地域における異年齢児交流事業 ・地域の子育て家庭への育児講座</p> <p>*法人5園も実施している</p>		<p>1. 対象 公 1</p> <p>2. 事業数 3事業</p> <p>3. 事業内容 ・世代間交流事業 ・地域における異年齢児交流事業 ・地域の子育て家庭への育児講座</p>		<p>1. 対象 公 1</p> <p>2. 事業数 1事業</p> <p>3. 事業内容 ・世代間交流事業 ・地域における異年齢児交流事業</p>																				
児童手当	<p>1. 対象 児童を養育している者で、観音寺市において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2. 手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3. 申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4. 支給方法 年3回 口座振替</p>		第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1. 対象 児童を養育している者で、大野原町において住民基本台帳に記載されている者。かつ一定の児童を看護し、かその児童と一定の生計関係にあるもの、かつ前年の所得が所得制限限度額未満のもの。</p> <p>2. 手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3. 申請方法 児童手当認定請求書の提出による。 出生、転出入の際</p> <p>4. 支給方法 年3回 口座振替</p>		第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円	<p>1. 対象 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方（ただし、所得額の制限あり）</p> <p>2. 手当(支給額)</p> <table border="0"> <tr><td>第1子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>第3子以降</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p>3. 申請方法 健康福祉課窓口に児童手当認定請求書提出</p> <p>4. 支給方法 2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを届出口座に振込</p>			第1子	5,000円	第2子	5,000円	第3子以降	10,000円
第1子	5,000円																								
第2子	5,000円																								
第3子以降	10,000円																								
第1子	5,000円																								
第2子	5,000円																								
第3子以降	10,000円																								
第1子	5,000円																								
第2子	5,000円																								
第3子以降	10,000円																								

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ア 子育て支援関係 13 民生委員推薦会については、合併時に統合する。 14 民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町		
民生委員推薦会	<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口 ・民生委員数 80名 ・主任児童委員数 19名 ・民生委員1人あたり人口 565人</p> <p>3.委員報酬 委員 3,550円/回</p> <p>4.委員数 14名</p>		<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口 ・民生委員数 24名 ・主任児童委員数 2名 ・民生委員1人あたり人口 537人</p> <p>3.委員報酬 委員 4,000円/回</p> <p>4.委員数 14名</p>		<p>1.取扱事務 民生委員法施行令による</p> <p>2.民生委員数、主任児童委員数、民生委員1人当たり人口 ・民生委員数 18名 ・主任児童委員数 2名 ・民生委員1人あたり人口 536人</p> <p>3.委員報酬 委員 9,100円/回</p> <p>4.委員数 7名</p>		
民生委員・児童委員協議会	<p>1.目的 民生児童委員の活動および地区民生児童委員協議会の推進</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 4月 総会 9月 市出身者老人施設慰問 2月 地区別研修会 随時4 専門委員会（生活福祉・老人福祉・児童福祉 ・身障者児福祉） 随時独居・寝たきり・高齢者夫婦の実態調査</p> <p>3.協議会数 9</p> <p>4.委員数 99名（主任児童委員19名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 144,600円 年額 委員 120,600円</p> <p>6.補助金関係 民生委員協議会 900,000円 市民児協、地域児協運営費 1,180,900円 全員研修 307,800円</p>		<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 月1 定例会 6月 施設入所者とのふれあい研修 （雲辺寺登山） 8月 県内視察研修 12月 県内施設訪問 3月 町長との懇談会</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 26名（主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 130,000円 年額 副会長 115,000円 年額 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p> <p>7.県外研修 3年に1回 48,000円/1人（打切り）</p>		<p>1.目的 社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。</p> <p>2.事務内容 定例会 12回 （内9月 老人福祉施設慰問）</p> <p>3.協議会数 1</p> <p>4.委員数 19名（内主任児童委員2名含む）</p> <p>5.報酬額 年額 会長 130,000円 年額 副会長 110,000円 年額 委員 110,000円</p> <p>6.補助金関係 民生委員活動費等負担金交付要綱に基づき申請</p> <p>7.県外研修 3年に1回（改選年） @50,000円/人補助</p>		

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	(各種福祉制度) ウ 障害者福祉関係 1 障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
障害者社会参加促進事業	<p>1. 手話及び要約筆記奉仕員関係事業</p> <p>(1) 手話通訳者設置事業 (市手話通訳者設置事業実施要綱) 委託先 香川県ろうあ協会 委託料 450,000円 委託内容 週に1日(月曜)通訳者が福祉事務所において、 聴覚障害者の相談等を行う</p> <p>(2) 手話奉仕員等派遣事業 (市手話奉仕員、要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱) 委託先 手話 : 香川県ろうあ協会 要約筆記 : ゆうあい観音寺 委託料 手話 : 2時間未満 2,000円 2~4時間 3,500円 4時間以上 5,000円 委託内容 身体障害者等の申請により、委託先に依頼し、 奉仕員を派遣する</p> <p>(3) 手話奉仕員等養成委託 委託先 市社会福祉協議会 委託料 410,000円 委託内容 奉仕員養成講座を開講し、奉仕員を養成する</p> <p>2. 自動車運転免許取得・改造助成</p> <p>(1) 自動車運転免許取得助成 (市の助成要綱) 対象者 18歳以上の身体障害者 障害程度が1~4級 助成内容 1人1回限りで、訓練費の2/3以内の額とし、10万円が限度</p> <p>(2) 自動車改造助成 (市の助成要綱) 対象者 重度(1,2級)の上肢・下肢又は体幹機能 障害者で就労等に伴い、自らが所有し、 運転する自動車に対する助成 助成額 限度額10万円</p> <p>3. 障害者スポーツ大会助成 委託先 市身体障害者協会 委託内容・市障害者スポーツ大会・スポーツ教室の開催</p> <p>4. 地域生活アシスタント育成 在宅の知的障害者に対する相談や指導等を行う 地域アシスタントを育成する</p>						

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ウ 障害者福祉関係 2 心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
心身障害者小規模通所 作業所運営補助事業	<p>1.対象実施作業所 やまもも作業所</p> <p>2.運営内容 市内在住の心身障害者であって、雇用されることが困難な者等を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する</p> <p>3.申請方法 市の交付要綱に基づき、作業所より交付申請を行う</p> <p>4.助成内容 補助金を年4回に分けて支給する</p>	<p>1.心身障害者福祉年金 対象者 満20歳以上の者で、 身体障害者手帳1～4級及び療育手帳 A, A, Bを交付されている者 受給権者は引き続き1年以上町内に住所を有すること ・受給権の消滅 住所を有しなくなったとき 死亡したとき 公的年金の受給資格が生じたとき 障害の程度が該当しなくなったとき</p> <p>申請方法 本人又は監護者により申請</p> <p>支給額 身体障害者(1級) 13,000円/年 知的障害者(A・A・B) 13,000円/年 身体障害者(2級) 12,000円/年 身体障害者(3級) 11,000円/年 身体障害者(4級) 10,000円/年</p> <p>支給方法 口座振込 (9月20日, 3月20日の2回に分けて支給)</p>	<p>1心身障害者年金 対象者 身体障害者手帳1級～6級、知的障害者でIQ75以下の者で、町内に住所を1年以上有する20歳以上の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p> <p>支給額 身体障害者(1級) 15,000円/年 身体障害者(2級) 13,000円/年 身体障害者(3級) 12,000円/年 身体障害者(4級) 11,000円/年 身体障害者(5・6級) 5,000円/年 IQ75以下 15,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月又は消滅までの月からの月割</p> <p>支給方法 口座振込又は窓口(3月)</p>				
心身障害者・児及び 難病者年金	<p>1.心身障害者年金 対象者 身体障害者で1～4級、知的障害者でIQ 50以下の者で、市内に1年以上住所を有する20歳以上の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p> <p>支給額 身体障害者(1,2級) 10,000円/年 身体障害者(3,4級) 8,000円/年 IQ50以下 10,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月からの月割</p> <p>支給方法 口座振込み(3月)</p> <p>2.心身障害児年金 対象者 身体障害者手帳で1～6級、知的障害者でIQ 50以下の者で、市内1年以上住所を有する20歳未満の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p>	<p>2.児童障害福祉年金 対象者 満20歳未満で、身体障害者手帳1～3級及び療育手帳 A, A, Bを交付されている者 受給権者は引き続き1年以上町内に住所を有すること ・受給権の消滅 住所を有しなくなったとき 死亡したとき 満20歳になったとき 障害の程度が該当しなくなったとき</p> <p>申請方法 本人又は監護者により申請</p>	<p>2.児童障害福祉年金 対象者 身体障害者手帳1級～6級、知的障害者でIQ75以下の者で、町内に住所を1年以上有する20歳以下の者</p> <p>申請方法 本人又は家族により申請</p>				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名		福祉分科会	
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 ウ 障害者福祉関係 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一する。 4 障害者福祉計画については、新市において速やかに策定する。								
項目	観音寺市			大野原町			豊浜町		
心身障害者・児及び難病者年金	支給額 身体障害児（1,2級） 18,000円/年 身体障害児（3,4級） 9,000円/年 IQ50以下 18,000円/年 支給方法 9月、3月に窓口で現金支給 3. 難病者年金 対象者 特定疾患に罹患している者で、市内に1年以上住所を有する者 申請方法 本人又は家族により申請 支給額 18,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月からの月割 支給方法 口座振込み（3月）			支給額 12,000円/年 支給方法 口座振込 （9月10日、3月10日の2回に分けて支給） 3. 難病者年金 実施なし			支給額 身体障害者（1級～4級） 20,000円/年 身体障害者（5級～6級） 10,000円/年 IQ75以下 20,000円/年 初回は支給すべき事由が生じた月又は消滅までの月からの月割 支給方法 口座振込又は窓口（3月） 3. 難病者年金 実施なし		
障害者福祉計画	1. 計画策定状況 「観音寺市障害者施策に関する計画」（平成9年3月策定） 2. 計画の目標 ・ 障害者の完全参加と平等の実現 ・ 計画の期間は、平成9年度から平成18年度までの10年間 3. 主要施策・施策の基本方針 障害者の主体性、自立性の確保 障害の重度化・重複化および障害者の高齢化への対応 住みよい社会づくりの推進 障害者への正しい理解と交流の促進 施策の連携 4. 策定方法・体制 ・ 観音寺市障害者施策に関する計画策定委員会の設置 ・ 観音寺市障害者施策推進検討委員会の設置			1. 計画策定状況 「おおのはら障害者福祉計画」（平成11年3月策定） 2. 計画の目標 ・ 障害者の完全参加と平等の実現 ・ 計画の期間は、平成11年度から平成15年度までの5年間 3. 主要施策・施策の基本方針 『ともに生きともに支えあうまちづくり』 啓発・広報・・・ノーマライゼーション実現のために 保健・医療・・・疾病の予防、早期発見早期予防・療育のために 教育・育成・・・一人ひとりにあった教育をめざすために 雇用・就業・・・いきいきと働ける場や機会の確保のために 福祉サービス・・・自立した生活を支援するために 生活環境・・・安心して暮らせる生活環境づくりのために 社会参加・・・こころふれあう生活をあくるために 4. 策定方法・体制 ・ 大野原町障害者計画策定検討委員会の設置			1. 計画策定状況 「豊浜町障害者福祉計画」（平成11年3月策定） 2. 計画の目標 ・ 障害者の完全参加と平等の実現 ・ 計画の期間は、平成11年度から平成15年度までの5年間 3. 主要施策・施策の基本方針 障害者の主体性、自立性の確立 社会参加の促進 障害の重度化・重複化および障害者、介護者の高齢化への対応 生涯福祉の確立 人にやさしい福祉のまちづくり 広域的連携の推進 4. 策定方法・体制 ・ 豊浜町障害者福祉計画策定委員会の設置		

合併協定項目番号	23 - 10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 エ 生活保護関係 生活保護業務については、合併時に統一する。						
項 目	観 音 寺 市		大 野 原 町		豊 浜 町		
生活保護法に関する業務	<p>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</p> <p>3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談及び助言（他法活用等） ・生活保護申請書の受理 ・保護の開始及び変更 ・法の規定による各種扶助の実施 ・被保護者への指導及び指示 ・要保護者の資産等の調査、検診命令 ・要保護者又は扶養義務者の資産、収入の調査の囑託及び報告の請求 ・被保護者が指導・指示等に従わない場合の保護の変更、停止及び廃止 ・被保護者が保護を要しなくなった場合の保護の停止及び廃止 ・法の規定による被保護者が返還すべき額の決定及び費用の徴収 ・被保護者が単身世帯等で死亡した場合の葬儀等の手伝い ・規定による保護の変更、廃止又は停止に伴う保護金品の返還の免除 ・地区担当員による被保護者世帯への訪問調査活動 ・査察指導員による査察指導業務</p> <p>経理事務 ・生活保護費国庫負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・生活保護費県費負担金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・生活保護費補助金の交付申請、経理状況報告及び事業実績報告等 ・保護費、保護施設事務費、診療報酬、介護報酬等の口座・窓口支払</p>		<p>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</p> <p>3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談 ・生活保護申請書町経由で県申請</p> <p>経理事務 口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。 窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する</p>		<p>1.目的 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>2.対象者 生活に困窮するすべての国民で、法第4条に規定される各自のもてる能力に応じて最善の努力をしても、なおかつ最低生活が営めない者</p> <p>3.事業内容 事業内容 ・要保護者との相談 ・生活保護申請書町経由で県申請</p> <p>経理事務 口座払いの場合、県より被保護者の口座へ保護費を振り込む。 窓口払いの場合、町に振り込まれた保護費を窓口で現金にて支給する</p>		

各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて

各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて

- 1 上水道事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
調整方針(案)	1 上水道事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。						
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町		
上水道事業	当初認可年月日 昭和11年9月 変更認可年月日 平成15年3月24日 計画給水人口 45,000 人 計画一日最大給水量 28,200 m3 一日最大給水量 21,859 m3 香川用水の割合 54.80 % 自己水源の割合 45.20 % 主な水道施設 茂木浄水場(1日平均) 8,685 m3/日 配水管 種類 ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニール管 石綿セメント管 鋼管 鋳鉄管 総延長 334,077 m 会計 観音寺市水道事業会計	当初認可年月日 昭和46年3月15日 変更認可年月日 平成15年3月24日 計画給水人口 12,500 人 計画一日最大給水量 6,800 m3 一日最大給水量 5,017 m3 香川用水の割合 68.73 % 自己水源の割合 31.27 % 主な水道施設 第1水源地 200 m3/日 第2水源地 200 m3/日 下林浄水場 1,600 m3/日 配水管 種類 ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニール管 総延長 88,278 m 会計 大野原町水道事業会計	当初認可年月日 昭和27年7月1日 変更認可年月日 平成9年3月21日 計画給水人口 8,500 人 計画一日最大給水量 6,500 m3 一日最大給水量 4,452 m3 香川用水の割合 53.00 % 自己水源の割合 47.00 % 主な水道施設 一の宮浄水場 1,694 m3/日 配水管 種類 ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニール管 総延長 60,598 m 会計 豊浜町水道事業会計				

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
調整方針(案)	2 簡易水道事業については、現行のとおり引き継ぐ。						
区分	観音寺市	大野原町			豊浜町		
簡易水道	_____	田野々地区簡易水道 当初認可年月日 昭和54年5月19日 変更認可年月日 平成一年一月一日 計画給水人口 270 人 計画一日最大給水量 70 m3 一日最大給水量 60 m3 主な水道施設 田野々浄水場 70 m3/日 配水管 種類 硬質塩化ビニール管 総延長 88,278 m 会計 田野々地区簡易水道事業特別会計			_____		

調整方針(案) 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

水道料金	観音寺市				大野原町				豊浜町										
	用途	基本料金	基本料金	超過水量	超過料金	用途	基本料金	基本料金	超過水量	超過料金	口径	基本料金	基本料金	超過水量	超過料金				
一般用	10立方メートルまで	1,390円	10立方メートルを超え	210円	10立方メートルまで	1,700円	1立方メートル	1立方メートルあたり	210円	200立方メートルまで	5m3以下	1,000円	200m3まで	170円					
			30立方メートルを超え	230円							10m3以下	1,500円							
			50立方メートルを超え	250円							5m3以下	1,900円							
	(ただし、8立方メートル	1,250円)	50立方メートルを超え	250円	10m3以下	2,300円	25mm	10m3以下	2,900円										
			るもの	250円															
	湯屋用	200立方メートルまで	7,000円	200立方メートルを超えるもの	100円							30mm			10m3以下	3,600円			
	工業用	甲	200立方メートルまで	27,600円	200立方メートルを超えるもの	290円	200立方メートルまで	30,000円	1,000立方メートル		1立方メートルあたり	210円			75mm	10m3以下	12,400円	200m3を超える	200円
	船舶用	1立方メートルにつき	330円												100mm	10m3以下	20,200円		
	会場用等								1立方メートルあたり		220円								
臨時用	10立方メートルにつき	3,300円	10立方メートルを超えるもの	330円	臨時用	10立方メートルまで	2,000円	1立方メートルあたり	220円	臨時用	1立方メートルあたり	300円							
私設消火栓演習用	1回(使用時間5分間以内)につき			1,970円															

附記1 基本水量の定めのあるものは、その使用水量が、基本水量に満たない場合でも基本料金を徴収する。
2 会場用等は、自治会場、消防屯所、墓地、その他をいう。

田野々地区簡易水道については、大野原町水道事業給水条例を適用

備考
1 臨時用とは、建設工事、興行その他短期間、臨時に水道を使用する場合をいう。

調整方針(案) 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

区分 | 観音寺市 | 大野原町 | 豊浜町

加入分担金	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	口径	金額	口径	金額	口径	金額
	13ミリメートル	45,000 円	13ミリメートル	30,000 円	13ミリメートル	30,000 円
	20ミリメートル	90,000 円	20ミリメートル	60,000 円	20ミリメートル	60,000 円
	25ミリメートル	135,000 円	25ミリメートル	90,000 円	25ミリメートル	90,000 円
	30ミリメートル	247,000 円	30ミリメートル	150,000 円	30ミリメートル	150,000 円
	40ミリメートル	450,000 円	40ミリメートル	300,000 円	40ミリメートル	300,000 円
	50ミリメートル	6,750,000 円	50ミリメートル	600,000 円	50ミリメートル	450,000 円
	75ミリメートル	18,000,000 円	75ミリメートル	1,500,000 円	75ミリメートル	1,050,000 円
	100ミリメートル	3,375,000 円	100ミリメートル	円	100ミリメートル	2,000,000 円
	100ミリメートルを超えるもの	メーターの口径の断面積及び通水量に応じて市長が別に定める額	100ミリメートルを超えるもの		100ミリメートルを超えるもの	
メーター使用料	口径	金額	口径	金額	口径	金額
	13ミリメートル	円	13ミリメートル	100 円	13ミリメートル	100 円
	20ミリメートル	円	20ミリメートル	200 円	20ミリメートル	150 円
	25ミリメートル	円	25ミリメートル	230 円	25ミリメートル	250 円
	30ミリメートル	円	30ミリメートル	340 円	30ミリメートル	350 円
	40ミリメートル	円	40ミリメートル	430 円	40ミリメートル	500 円
	50ミリメートル	円	50ミリメートル	1,060 円	50ミリメートル	1,700 円
	75ミリメートル	円	75ミリメートル	2,560 円	75ミリメートル	2,700 円
	100ミリメートル	円	100ミリメートル	円	100ミリメートル	5,000 円

調整方針(案) 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

手 数 料	観音寺市	大野原町	豊浜町																									
設計審査手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 築</th> <th>増 築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,100円/1件</td> <td>700円/1件</td> </tr> </tbody> </table>	新 築	増 築	1,100円/1件	700円/1件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">5,000円/1件</div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>新 築</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,400円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>3,600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>12,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>18,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	口 径	新 築	そ の 他	13mm	1,200円	600円	20mm	2,400円	1,200円	25mm	3,600円	1,800円	30mm	6,000円	3,000円	40mm	12,000円	6,000円	50mm以上	18,000円	9,000円
新 築	増 築																											
1,100円/1件	700円/1件																											
口 径	新 築	そ の 他																										
13mm	1,200円	600円																										
20mm	2,400円	1,200円																										
25mm	3,600円	1,800円																										
30mm	6,000円	3,000円																										
40mm	12,000円	6,000円																										
50mm以上	18,000円	9,000円																										
竣工検査手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 築</th> <th>増 築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,900円/1件</td> <td>1,300円/1件</td> </tr> </tbody> </table>	新 築	増 築	1,900円/1件	1,300円/1件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">5,000円/1件</div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>新 築</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,400円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>3,600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>12,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>18,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	口 径	新 築	そ の 他	13mm	1,200円	600円	20mm	2,400円	1,200円	25mm	3,600円	1,800円	30mm	6,000円	3,000円	40mm	12,000円	6,000円	50mm以上	18,000円	9,000円
新 築	増 築																											
1,900円/1件	1,300円/1件																											
口 径	新 築	そ の 他																										
13mm	1,200円	600円																										
20mm	2,400円	1,200円																										
25mm	3,600円	1,800円																										
30mm	6,000円	3,000円																										
40mm	12,000円	6,000円																										
50mm以上	18,000円	9,000円																										
再開栓手数料	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">—</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3,000円/1件</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3,000円/1件 (臨時用開栓含む)</div>																									

各市町水道料金(消費税抜き)

一般用 13

使用水量	0~8(5)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
観音寺	1,250	1,390	1,600	1,810	2,020	2,230	2,440	2,650	2,860	3,070	3,280	3,490	3,700
大野原	1,800	1,800	2,010	2,220	2,430	2,640	2,850	3,060	3,270	3,480	3,690	3,900	4,110
豊浜	1,100	1,600	1,770	1,940	2,110	2,280	2,450	2,620	2,790	2,960	3,130	3,300	3,470
使用水量	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
観音寺	3,910	4,120	4,330	4,540	4,750	4,960	5,170	5,380	5,590	5,820	6,050	6,280	6,510
大野原	4,320	4,530	4,740	4,950	5,160	5,370	5,580	5,790	6,000	6,210	6,420	6,630	6,840
豊浜	3,640	3,810	3,980	4,150	4,320	4,490	4,660	4,830	5,000	5,170	5,340	5,510	5,680
使用水量	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
観音寺	6,740	6,970	7,200	7,430	7,660	7,890	8,120	8,350	8,580	8,810	9,040	9,270	9,500
大野原	7,050	7,260	7,470	7,680	7,890	8,100	8,310	8,520	8,730	8,940	9,150	9,360	9,570
豊浜	5,850	6,020	6,190	6,360	6,530	6,700	6,870	7,040	7,210	7,380	7,550	7,720	7,890
使用水量	48	49	50	60	70	80	90	100	200				
観音寺	9,730	9,960	10,190	12,690	15,190	17,690	20,190	22,690	47,690				
大野原	9,780	9,990	10,200	12,300	14,400	16,500	18,600	20,700	41,700				
豊浜	8,060	8,230	8,400	10,100	11,800	13,500	15,200	16,900	33,900				

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	-------

関係法令

公営企業法(抜粋)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- (1) 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(料 金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法

(債 務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事

業及び水道用水供給事業を営営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

(供給規定)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	-------

関係法令

地方財政法(抜粋)

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみを充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

先進地事例

団体名	合併期日	調整方針
周南市 (山口県)	H15.4.21	<p>上水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 <p>簡易水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2市2町には、平成14年度現在20箇所簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
四国中央市 (愛媛県)	H16.4.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。 2 簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。
志摩地域 合併協議会 (三重県)	H16.10.1 (志摩市)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道事業計画については、合併後も当分の間、現行どおりとし随時調整する。 2 新市の水道料金については、料金格差が著しく大きいため、不均一料金とする。平成17年4月から3年間は各町の現行どおりの料金体系で運営し、4年目に見直しを行い、平成22年4月から統一を図る。 3 加入分担金は、合併後も当分の間、現行どおりとし随時調整する。 4 水道料金の賦課徴収事務については、料金の徴収及び減免措置等を合併までに調整する。また、集金人体制についても合併までに調整する。 5 開発行為等に伴う水道施設等については、合併までに調整する。
砺波市・庄川町 合併協議会 (富山県)	H16.11.1 (砺波市)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水道事業については、安全で安定的に、かつ低廉な生活用水等を供給するため、引き続き、計画的に事業の促進を図るとともに、水道施設の適切な維持管理に努めるものとする。 (2) 水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 (3) 水道使用料及び加入金(分岐負担金)については、それぞれ現行のまま新市に引き継ぎ、漸次調整する。 (4) 水道会計については、合併時に統合するものとする。 (5) その他の水道事務事業のうち、差異のあるものについては、一体性の確保の観点から、新市において速やかに調整するものとする。 (6) 工業用水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて

各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて

- 1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。
- 2 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。
- 3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。
- 4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。						
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町		
公共下水道事業 事業計画	観音寺市生活排水処理構想整備計画(平成13年度策定) 公共下水道事業		大野原町生活排水処理構想整備計画(平成13年度策定) 特定環境保全公共下水道事業		豊浜町生活排水処理構想整備計画(平成13年度策定) 特定環境保全公共下水道事業		
	着手年度	昭和47年度	着手年度	—	着手年度	—	
	全体計画面積(ha)	1,087	全体計画面積(ha)	184.4	全体計画面積(ha)	157.0	
	認可計画面積(ha)	509	認可計画面積(ha)	—	認可計画面積(ha)	—	
	全体計画人口(人)	35,000	全体計画人口(人)	6,200	全体計画人口(人)	4,300	
	認可計画人口(人)	17,850	認可計画人口(人)	—	認可計画人口(人)	—	
	行政人口(人)	44,830	行政人口(人)	—	行政人口(人)	—	
	処理区域内人口(人)	10,753	処理区域内人口(人)	—	処理区域内人口(人)	—	
	普及率(%)	24.0	普及率(%)	—	普及率(%)	—	
	水洗化人口(人)	8,108	水洗化人口(人)	—	水洗化人口(人)	—	
	行政人口に対する水洗化率(%)	18.1	行政人口に対する水洗化率(%)	—	行政人口に対する水洗化率(%)	—	
	処理人口に対する水洗化率(%)	75.4	処理人口に対する水洗化率(%)	—	処理人口に対する水洗化率(%)	—	
	汚水(合流+分流汚水)整備区域面積(ha)	245.927	汚水(合流+分流汚水)整備区域面積(ha)	—	汚水(合流+分流汚水)整備区域面積(ha)	—	
	雨水(合流+分流雨水)整備区域面積(ha)	175.352	雨水(合流+分流雨水)整備区域面積(ha)	—	雨水(合流+分流雨水)整備区域面積(ha)	—	
	汚水(合流+分流汚水)処理区域面積(ha)	245.927	汚水(合流+分流汚水)処理区域面積(ha)	—	汚水(合流+分流汚水)処理区域面積(ha)	—	
	雨水(合流+分流雨水)処理区域面積(ha)	149.842	雨水(合流+分流雨水)処理区域面積(ha)	—	雨水(合流+分流雨水)処理区域面積(ha)	—	
	汚水面整備率(%)	48.3	汚水面整備率(%)	—	汚水面整備率(%)	—	
	合流管布設延長(m)	33,919.69	合流管布設延長(m)	—	合流管布設延長(m)	—	
	分流污水管布設延長(m)	27,442.27	分流污水管布設延長(m)	—	分流污水管布設延長(m)	—	
	分流雨水管布設延長(m)	7,138.62	分流雨水管布設延長(m)	—	分流雨水管布設延長(m)	—	

調整方針(案)	1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。
---------	--

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
----	------	------	-----

全体計画概	計画目標年次		平成27年	—	—	
	計画区域	汚水	1,087ha			
		雨水	894ha			
	計画処理人口		35,000人			
	1人 当たり 汚水量	1日平均	440ℓ/人日			
		1日最大	560ℓ/人日			
		時間最大	790ℓ/人日			
	計画 汚水 水量	日平均				18,510m ³ /日
		日最大	家庭			19,570m ³ /日
			工場			3,000m ³ /日
			計			22,570m ³ /日
	時間最大		33,760m ³ /日			
	処 理 場	位置				瀬戸町四丁目
		敷地面積				36,800m ²
		処理方式				標準活性汚泥法
		日最大 処理能 力	晴天時			22,600m ³ /日
			雨天時			41,200m ³ /日
		流入水質				BOD 240mg/ℓ SS 200mg/ℓ
		放流水質				BOD 15mg/ℓ SS 20mg/ℓ
	放流先		燧灘東部海域			
環境基準		A・D				
雨水計画	確立年		7年			
	算定式		合理式			
	流出係数		0.4 ~ 0.5			

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて		担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。							
区分	観音寺市			大野原町		豊浜町		
終末処理場	下水浄化センター							
	供用開始	昭和54年4月						
	敷地面積	36,800 m ²						
	排除方式	分流式(一部合流)						
	放流先	燧灘東部海域						
	処理方法	下水 標準活性汚泥法						
		汚水 濃縮 嫌気性消化 機械脱水 処分						
	処理能力	日最大処理能力 13,000m ³ /日						
晴天時 雨天時 13,000m ³ /日 30,100m ³ /日								
ポンプ場	名称	敷地面積	稼動年月	排除方式				
	第1ポンプ場	5,500m ²	昭和50年10月	合流				
	第2ポンプ場	4,600m ²	平成8年4月	分流				
処理区域面積								
	汚水	509ha (合流地区 117ha含む)						
	雨水	509ha (合流地区 117ha含む)						

調整方針(案) 2 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

受益者負担金	現在は徴収していない。				—	—	
使用料	(消費税を含む)				—	—	
	区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)			
		汚水量	使用料	汚水量			使用料
				11立方メートルから			147円
				20立方メートルまで			
		10立方メートルまで	1,155円	21立方メートルから			168円
				30立方メートルまで			
	一般汚水			31立方メートルから			189円
				50立方メートルまで			
		(ただし、5立方メートル	(840円)	51立方メートルから			210円
		まで)		100立方メートルまで			
				101立方メートル以上			236.25円
公衆浴場							
汚水	200立方メートルまで	6,090円	201立方メートル以上	39.9円			
1円未満切捨て							

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給	<p>観音寺市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 処理区域内に建築物を有する者が、当該便所を水洗式に改造又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道へ接続すること等に要する資金の融資のあっ旋及びその融資を行う取扱い金融機関への利子補給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(融資あっ旋の対象及び資格)</p> <p>第3条 改造資金の融資のあっ旋は、次の要件を備えているものでなければ受けることはできない。</p> <p>(1) 建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2) 改造資金の償還について十分な支払い能力を有すること。</p> <p>(3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料等を完納していること。</p> <p>(4) 自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難であること。</p> <p>(5) 下水道処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかったことについて相当な理由が認められるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</p> <p>(融資あっ旋の額)</p> <p>第4条 改造資金の融資あっ旋額は、改造工事1件につき10万円以上50万円までの間で、市長が認定した金額とする。</p> <p>2 前項の改造工事1件とは、1戸につき1個の便槽を改造することをいう。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第5条 改造資金の融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 融資金は、無利子とする。ただし、延滞利息は、融資を受けた者の負担とする。</p> <p>(2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、償還額は、改造工事1件につき毎月12,500円とする。この場合12,500円未満の端数が生じたときは、第1回分の償還金に加算するものとする。ただし、約定償還日前において繰上償還することができる。</p>	—	—				

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<p>(3) 遅延利息その他の融資条件の変更については、市長と取扱い金融機関が協議の上定めるものとする。</p> <p>(利子補給)</p> <p>第6条 市長は改造資金の融資をした取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、約定償還日(繰上償還があった場合は当該償還日)までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>2 前項の利子補給の利率及び補給方式等は、毎年度当初市長と取扱金融機関において協議の上定める。</p>	_____	_____				

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町			豊浜町		
農業集落排水施設整備事業	_____	地区名	田野々地区	地区名	院内地区	地区名	本村地区
		事業年度	平成12年度～平成15年度	事業年度	平成3年度～平成4年度	事業年度	平成9年度～平成11年度
		計画処理面積(ha)	3.4	計画処理面積(ha)	3.8	計画処理面積(ha)	20.6
		計画処理人口(人)	230	計画処理人口(人)	160	計画処理人口(人)	534
		計画汚水量(m ³ /日)	62.1	計画汚水量(m ³ /日)	43	計画汚水量(m ³ /日)	145.8
		処理区域内人口(人)	226	処理区域内人口(人)	112	処理区域内人口(人)	485
		水洗化人口(人)	67	水洗化人口(人)	84	水洗化人口(人)	396
		普及率(%)	3.5	普及率(%)	75	普及率(%)	82
		水洗化率(%)	29.7	水洗化率(%)	75	水洗化率(%)	82
		処理施設	田野々地区農業集落排水処理施設	処理施設	院内処理施設	処理施設	本村処理施設
		供用開始	平成16年度	供用開始	平成5年度	供用開始	平成12年度
		敷地面積(m ²)	1,347	敷地面積(m ²)	735	敷地面積(m ²)	139.9
		排除方式	分流式	排除方式	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	排除方式	回分式活性汚泥方式
		処理方法	高度処理 連続流入間欠ばっ気方式	処理方法	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	処理方法	回分式活性汚泥方式
				ポンプ施設	マンホールポンプ 1箇所		

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
排水設備工事関係	_____	<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(大野原町指定業者) 2. 大野原町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (田野々地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共枿までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(大野原町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、大野原町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>	<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(豊浜町指定業者) 2. 豊浜町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (本村地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共枿までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(豊浜町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、豊浜町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>				

調整方針(案) 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

合併浄化槽設置
整備補助
事業費
槽業資金

人槽区分	補助限度額
5人槽	354,000円
6～7人槽	411,000円
8～50人槽	519,000円

人槽区分	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8～9人槽	824,000円
10人槽	900,000円
11～20人槽	1,854,000円
21～30人槽	3,296,000円
31～50人槽	4,326,000円

人槽区分	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8人槽	824,000円
9人槽	824,000円
10人槽	900,000円
11～20人槽	981,000円
21～30人槽	1,668,000円
31～50人槽	2,238,000円

設置実績

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	62	-	93	-	10	12	1	2	180
15年度	80	-	88	-	7	4	-	2	181
合計	142	-	181	-	17	16	1	4	361

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	33	-	69	-	3	-	-	-	105
15年度	31	-	76	-	5	-	-	-	112
合計	64	-	145	-	8	-	-	-	217

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	21	-	27	-	1	-	1	-	50
15年度	23	-	30	-	3	1	-	-	57
合計	44	-	57	-	4	1	1	-	107

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	--------

関係法令

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水道事業者」とは、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第六条第一項の規程による認可を受けて同法第三条第二項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)を經營する者及び同条第五項に規定する水道用水供給事業者をいう。

2 この法律において「水道原水」とは、水道事業者が河川から取水施設により取り入れた前項の水道事業又は、水道用水供給事業(水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業をいう。第十四条第二項において同じ。)のための原水をいう。

3 この法律において「取水地点」とは、水道原水に係る取水施設が設置されている地点をいう。

4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の整備に関する事業

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するし尿処理施設(市町村が同法第六条の二第一項の規定によりし尿雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するものに限る。)の整備に関する事業

三 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一項に規定する浄化槽(次号において「浄化槽」という。)であって、し尿及び雑排水を集合して処理するものの整備に関する事業

四 浄化槽であって、し尿及び雑排水を各戸ごと(共同住宅にあっては、各共同住宅ごと)に処理するものの整備に関する事業

五 畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他の肥料とするための施設の整備に関する事業

(地方公共団体が行うものに限る。)

六 水道法第三条第一項に規定する水道の用に供する土地に隣接する土地であって、水道原水の水質の保全のために重要なものの取得に関する事業

(地方公共団体が

行うものに限る。)

七 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条第二項第一項に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの(以下「河川水道原水水質保全事業」という。)

八 その他水道原水の水質の保全に資する事業であって、政令で定めるもの

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	--------

関係法令

下水道法(抜粋)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

第2章 公共下水道

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事。第6条において同じ。)の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(事業計画に定めるべき事項)

第5条 前条第1項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに予定処理区域
- 二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置
- 三 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- 四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他の記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用はない。

3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	--------

- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融資又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融資を行う場合には、これに必要な資金の融資又はそのあつせんに努めるものとする。
- (使用料)
- 第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

先進地事例

団体名	合併期日	調整方針
東かがわ市 (香川県)	H15.4.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。 2 下水道使用料については、合併時に上水道家庭用の使用料に統一する。合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により調整する。
四国中央市 (愛媛県)	H16.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業については、新市において、全体計画、事業認可の見直しを行う。 ・ 下水道受益者負担金については、負担金の積算方法及び合併前に賦課した地区にかかる負担金額は、それぞれ現行のとおりとする。合併後に賦課する負担金にかかる徴収方法、納期は基本的に伊予三島市の例による。 ・ 下水道使用料については、基本的に伊予三島市の例による。
西予市 (愛媛県)	H16.4.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。 (2) 利子補給制度について当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。 2 農業集落排水については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
江田島市 (広島県)	H16.11.1	<p>下水道事業(農業集落排水を含む)の取扱いについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、住民サービスの低下にならないように次のことについて調整を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道負担金及び分担金については、新市において負担金統一の基本的方針を定め、新負担金等を設定する。ただし、当分の間江田島町、能美町、沖美町の例とする。 2 下水道使用料については、各町に相違がないため、現行のとおり実施する。 3 利子補給及び便所改造資金の助成については、調整し、実施する。 4 小型合併浄化槽の助成制度については、能美町の例により、新市において調整する。
丸亀市・綾歌町 ・飯山町 合併協議会 (丸亀市)	H17.3.22	<ol style="list-style-type: none"> 1 丸亀市の単独公共下水事業並びに綾歌町の大東川流域関連特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業並びに飯山町の大東川流域関連特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業については、下水道事業としてそれぞれ現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 下水道使用料については、別紙のとおり合併時に統一する。 3 下水道受益者負担金、分担金については、平成19年度まで原則として現行のとおりとする。 4 下水道ポンプ設備設置補助金については、飯山町の例を参考に調整する。 5 生活扶助世帯への下水道排水設備工事補助金については、飯山町の例を参考に調整する。 6 浄化槽の雨水貯留施設改造助成金については、飯山町の例を参考に調整する。 7 水洗便所改造資金融資あつせん及び利子補給については、合併時に統一する。

協議第 2 4 号

新市建設計画（その 3）について

新市建設計画（その 3）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市建設計画（その 3）について

新市建設計画（第 5 章 新市の施策）は、別添（案）のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

(2) その他

(1) 第 8 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

- ・日 時 平成 1 6 年 9 月 2 2 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
- ・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

(2) 第 9 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

- ・日 時 平成 1 6 年 1 0 月 2 7 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
- ・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

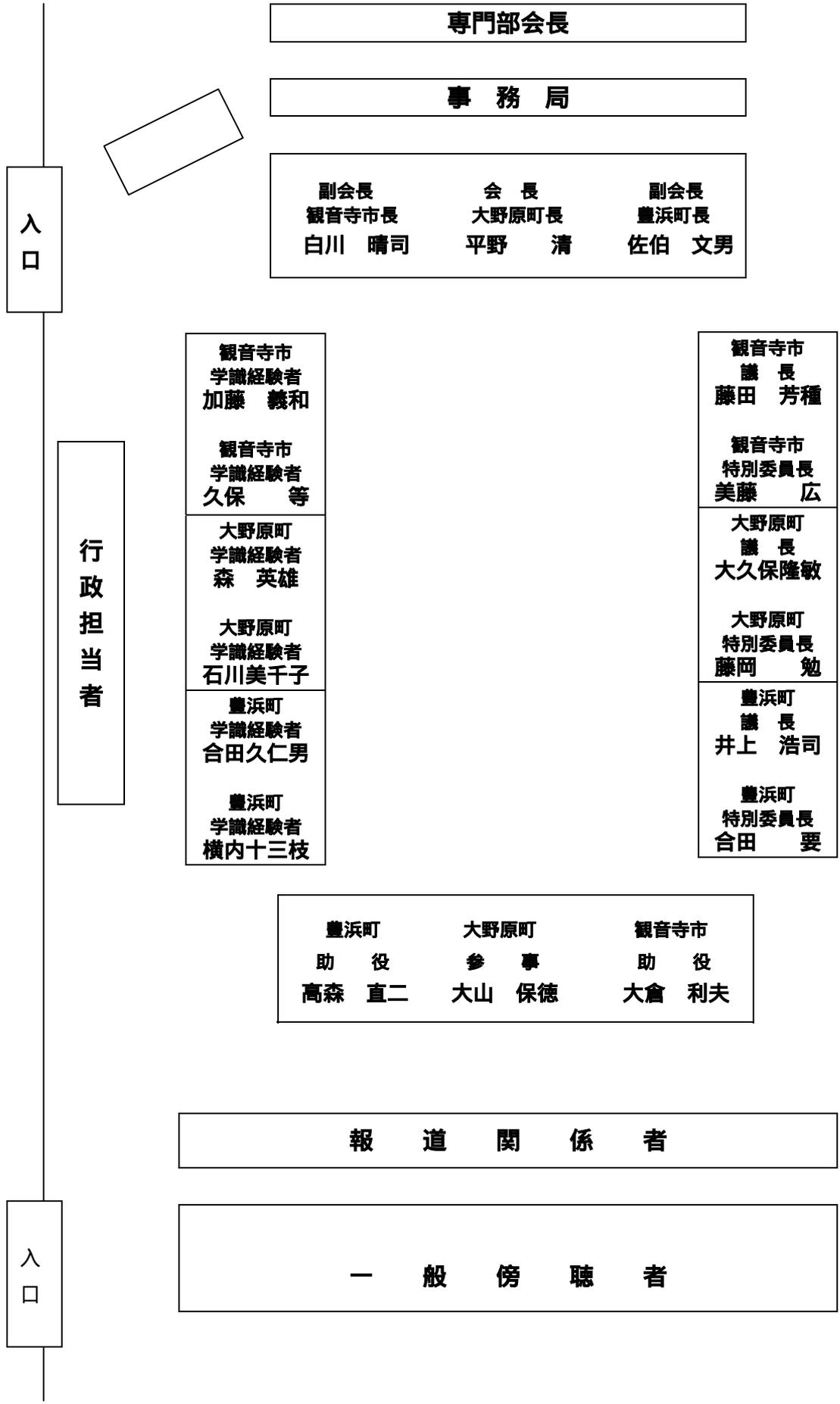
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		藤田 芳種	観音寺市議会議長
2号委員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第7回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表



新市建設計画（案）

（第5章）

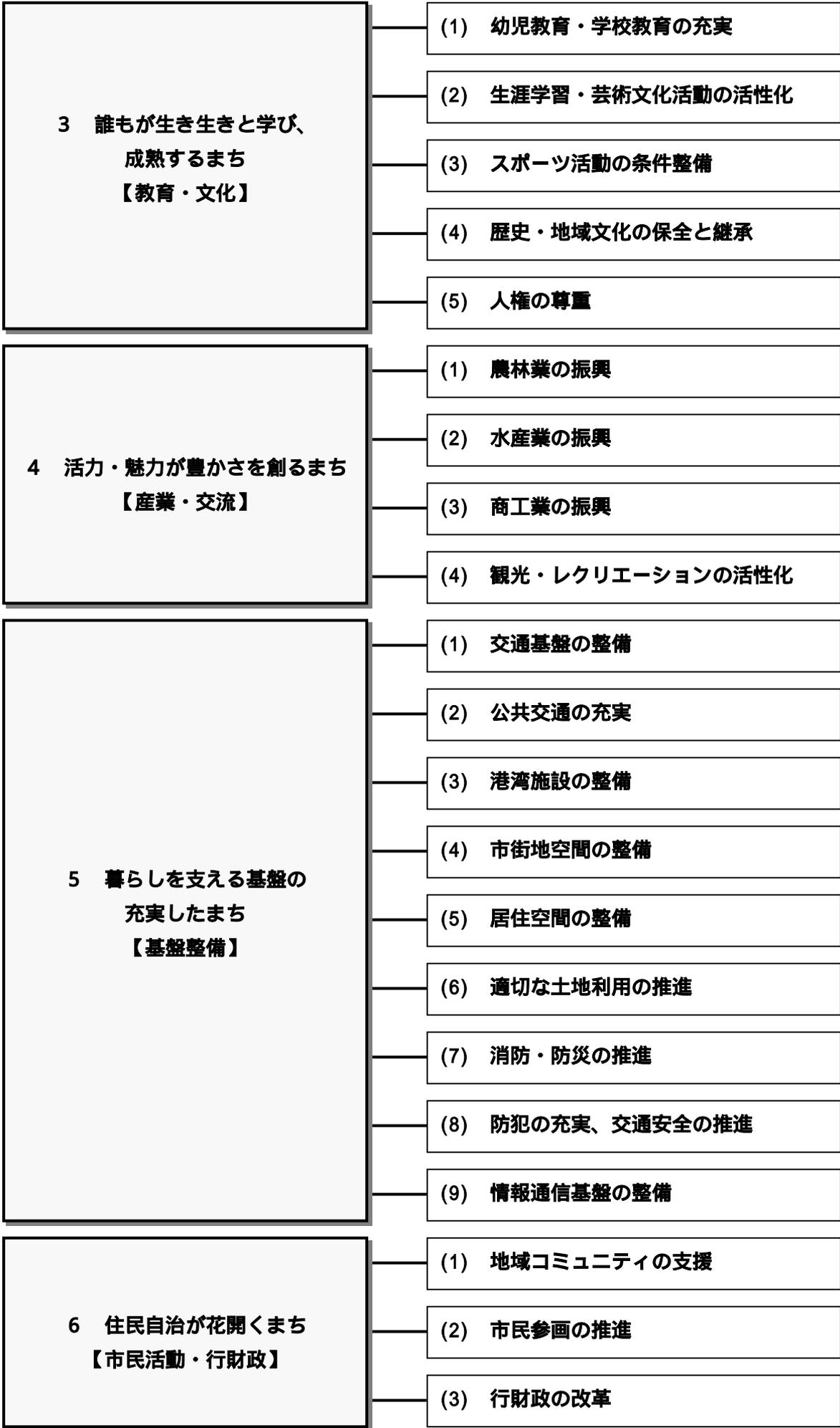
平成16年8月26日

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第5章 新市の施策

新市の将来像「海・山・川 そして人が織りなす 『新・田園都市』 ~豊かさ
とやすらぎがあふれる協働のまち・かんおんじ~」の実現に向けて、新市として取
り組むべき施策を以下の体系に則って推進します。





第1節 心とからだの健康を守るまち 【保健・医療・福祉】

〈施策の方針〉

(1) 健康づくりの促進

市民の自主的な健康づくり活動を支援するとともに、各種保健・福祉施設の整備充実や健康増進・温浴施設等の利用促進を図ります。また、健康相談、健康教育、健康診査等の保健予防活動を推進し、心とからだの健康づくりと疾病の予防・早期発見に努めます。

(2) 子育て支援の充実

子育て支援ネットワークの構築を進めるとともに、子育て支援施設の整備や多様な保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。さらに、仕事と子育ての両立支援対策を推進します。

また、一人親の世帯においても、仕事と家事の過度の負担を軽減し、生活基盤の安定を図るため、児童扶養手当や医療費助成等の制度の周知や各種相談の充実に努めます。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者が安心して生活できるよう、介護保険制度に基づく各種サービスの充実を図るとともに、ホームヘルパーの確保など在宅介護に対する支援を行います。

あわせて、給食サービスや生きがい対応型デイサービスなどの高齢者福祉事業を推進することによって、誰もが安心して老後を過ごすことができる環境を整備します。

また、高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどの活動の場の確保や就業機会の拡大に努めます。

(4) 障害者福祉の充実

心身の障害を持つ人が自立した生活ができるよう、社会参加を進めるための支援の充実を図るとともに、事業者への雇用啓発を行い、就業の場の確保に努めます。また、心身の障害を持つ人に対する理解と認識を深めるための交流活動や啓発活動を推進します。

(5) 地域福祉の充実

市民がともに助け合い、支え合う社会システムを構築するため、福祉の意識を啓発するとともに、ボランティア活動の支援・人材育成に努めます。

また、高齢者や心身の障害を持つ人が不自由なく安心して暮らすことができるよう、公共施設等におけるユニバーサルデザインの環境整備を推進します。

(6) 地域医療の充実

高度かつ多様化する医療需要に的確に対応するため、地域の中核医療機関としての公立総合病院の機能強化を支援するとともに、民間医療機関との役割分担と連携を図り、地域医療の充実に努めます。

(7) 社会保障の充実

市民の健康と老後の生活を支える国民年金・国民健康保険・老人保健・介護保険制度の円滑な運用を図るとともに、疾病予防や健康づくりを推進し、医療費の増大を抑制するよう努めます。

施策名	主要事業
健康づくりの促進	老人保健福祉計画の策定 健康増進計画の策定 保健センター等の整備充実 健康増進・温浴施設等の利用促進 疾病予防対策の推進 健康相談・教育の充実
子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画の策定 子育て支援ネットワークの構築 子育て支援施設の整備 保育サービスの充実 仕事と子育ての両立支援対策の推進 各種相談の充実
高齢者福祉の充実	老人保健福祉計画の策定 介護保険事業計画の策定 老人福祉施設の整備 介護サービス基盤の整備充実 高齢者の生活支援の充実 生きがい対策の推進
障害者福祉の充実	障害者福祉計画の策定 社会参加のための支援充実

	事業者への雇用啓発 交流活動や啓発活動の推進
地域福祉の充実	福祉意識の啓発 ボランティア活動の支援・人材育成 公共施設等のユニバーサルデザイン化
地域医療の充実	公立総合病院の機能高度化を支援 救急医療体制の強化 離島救急搬送体制の強化
社会保障の充実	国民年金制度の円滑な実施と適正な運用 国民健康保険制度の円滑な実施と適正な運用 老人保健事業制度の円滑な実施と適正な運用 介護保険事業制度の円滑な実施と適正な運用

第2節 暮らしと自然が共生するまち 【環境保全・生活環境】

〈施策の方針〉

(1) 自然環境の保全

河川やため池、海などの水質保全及び農地や森林の持つ多面的機能の保全に努めます。

また、環境に対する意識の高揚を図るため、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境美化活動等への支援充実や太陽光発電など地球にやさしい自然エネルギーの利用と省エネルギーの啓発に取り組みます。

さらに、環境基本計画を策定し、環境保全に関する総合的な施策を推進します。

(2) 公園・緑地等の整備

新市における各地域の主要な公園・緑地の整備を推進し、憩いの場、新市域内外の交流の場、災害時の安全空間などとして多様かつ積極的な活用を図ります。

また、身近なオープンスペースや子どもの遊び場として、児童公園等の整備や住宅地等における緑化を促進するとともに、市民との協働を含む適正な管理体制の構築を図り、身近な生活環境の向上に努めます。

さらに、斎場の整備や墓地の適正管理・整備を進めます。

(3) 河川等の整備

河川やため池を市民が親しめ、水辺にふれあえる親水空間として整備するとともに、自然環境や生態系に配慮しながら防災・治水機能の強化をめざした河川改

修や排水路の整備、急傾斜地崩壊防止対策や海岸保全などを推進します。

(4) 廃棄物処理の充実

適切かつ効果的な廃棄物処理を行うため、一般廃棄物処理基本計画を策定し、分別収集の徹底、ごみの減量・再資源化、広域的なごみ処理施設の整備等を推進します。

また、廃棄物が適正に処理されるよう、監視の強化や不法投棄の防止に努めます。

さらに、し尿処理を適正かつ衛生的に進めます。

(5) 生活排水処理対策の推進

公共用水域の水質保全と快適な生活環境づくりを図るため、地域の実情や特性に応じて、公共下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進など生活排水処理対策を推進します。

(6) 水資源の確保

安定的かつ低廉に水を供給できるよう、水資源の確保や安全性に配慮した水道施設の整備に努めるとともに、水源の水質の保全を進めます。

あわせて、限りある水資源を有効に活用するため、節水意識の高揚を図るとともに、水の循環利用を推進し、節水型社会の形成に努めます。

施策名	主要事業
自然環境の保全	環境基本計画の策定 自然環境の保全 環境教育・環境学習の推進 環境美化活動への支援充実 自然エネルギーの利用と省エネルギーの推進
公園・緑地等の整備	公園・緑地の整備 緑化の推進 斎場の整備 墓地の適正管理・整備
河川等の整備	河川の改修 ため池の整備 排水路の整備 砂防・急傾斜地崩壊防止対策の推進 海岸の保全

	河川・ため池等の親水空間整備
廃棄物処理の充実	一般廃棄物処理基本計画の策定 分別収集の徹底 ごみの減量・再資源化の推進 リサイクル啓発施設の整備 広域のごみ処理施設等の整備 適正かつ衛生的なし尿処理の推進 不法投棄防止対策の推進
生活排水処理対策の推進	公共下水道の整備 農業集落排水施設の整備 合併処理浄化槽の設置促進
水資源の確保	生活用水・農業用水・工業用水の確保と安定供給 水道施設の整備 水質の保全 水源地の保全 節水意識の高揚 水循環利用の推進

第3節 誰もが生き生きと学び、成熟するまち 【教育・文化】

《施策の方針》

(1) 幼児教育・学校教育の充実

基礎的な学力を伸ばすとともに、郷土の自然を愛する心を育むことや集団生活の中で基本的な生活習慣・道徳性・創造性などを身につけることができるよう、質の高い豊かな幼児・学校教育の実現を目指します。

特に学校教育では、地域の実情を踏まえながら、各地域の特色を活かして学校と家庭・地域が一体となった教育を進め、教育相談の充実や情報化・国際化への対応などを通じて児童・生徒一人ひとりの個性と多様な能力を伸ばすための教育活動を推進します。

また、耐震改修など学校教育施設の整備充実により、幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備に努めます。

さらに、市域内の高等学校の教育内容・施設・設備等の充実を関係機関に働きかけ、新しい時代に対応できる人材の育成に努めます。

加えて、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組みます。

(2) 生涯学習・芸術文化活動の活性化

市民の自主的かつ主体的な学習や文化活動を支援するため、図書館や公民館等の生涯学習施設における各種講座や情報提供の充実に努めるとともに、ネットワーク化を通じて生涯学習の広域的な展開を図ります。

また、地域・地区において、社会教育・生涯学習活動推進の中心的役割を担っている生涯学習団体・PTA等の活動を積極的に支援します。

さらに、芸術文化活動の発表の場や内外の優れた芸術文化に触れる機会を提供することにより、市民の生涯学習や交流活動への参加を促進します。

(3) スポーツ活動の条件整備

市民の健康づくりやレクリエーションの一環として自主的なスポーツ活動を行うことができるよう、運動公園や体育館などの体育施設の整備充実に努めるとともに、指導者の育成にも努めます。

また、地域に根ざしたスポーツクラブの育成や各種大会の開催、各種施設の広域的利用の促進により、スポーツの振興やスポーツを通じた市民の交流を図ります。

(4) 歴史・地域文化の保全と継承

地域文化の保全・継承、情報発信の拠点となる文化的施設の整備充実に努めるとともに、四国霊場八十八ヵ所札所に代表される歴史的資源や郷土芸能、文化財の保護・保存に努めます。

また、地域固有の資源である「太鼓台^{ちようさ}」を活用して、地域の一体感の醸成を目指します。

さらに、札所めぐりなどに利用される古道を、地域を巡り歩く歩道として活用し、歴史・文化資源のネットワーク化を目指します。

(5) 人権の尊重

人権問題を自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけることができるよう、地域・学校・事業所などあらゆる場において、新市として一体的な人権教育・啓発活動を積極的に展開します。

施策名	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	幼児・学校教育内容の充実 幼稚園・小中学校施設の整備 小中学校校舎等の耐震改修

	学校給食センターの整備 小中学校等教育用情報機器の整備 青少年の健全育成
生涯学習・芸術文化活動の活性化	生涯学習施設の整備充実 生涯学習活動の促進 市民会館・博物館の整備 芸術文化活動の促進
スポーツ活動の条件整備	スポーツ・レクリエーション施設の整備充実 スポーツ指導者・団体の育成 スポーツ・レクリエーション活動の促進
歴史・地域文化の保全と継承	文化的施設の整備充実 歴史的資源、郷土芸能、文化財の保護・保存 「 ^{ちようさ} 太鼓台」の活用 歴史文化資源のネットワーク化
人権の尊重	人権行政の推進 人権教育の推進

第4節 活力・魅力が豊かさを創るまち 【産業・交流】

《施策の方針》

(1) 農林業の振興

地域農業の安定的かつ継続的な振興を図るため、農道やため池などの農業生産基盤を整備するとともに、優良農地の確保と流動化による経営拡大を推進し、全国的にも競争力のある農産品の生産や販売を支援するほか、農産物の需要動向に即した生産・出荷を行うための流通体系の整備を図ります。

また、観光物販施設などを活用しての地産地消や、後継者の育成、新規就農者の受け入れ促進などによる担い手の育成確保、さらには、農業体験や学習を通して都市との交流を進める体験型農業を推進します。

畜産業については、生産基盤の整備を推進するとともに、生産体制の強化、担い手の育成、畜産品の高品質化等を支援します。

林業については、林産物の生産に欠かせない林道等の基盤整備を進めるとともに、地域における貴重な自然環境の保全という観点から森林の計画的な維持・管理に努めます。

(2) 水産業の振興

水産業の基盤となる漁港や施設の整備を推進するとともに、経営感覚に優れた

担い手の育成確保、水産加工品の高度化やブランド化を進め、漁業経営の安定化を図ります。

また、水産資源の保護や水域環境の保全に努め、漁場環境の向上を図り、つくり育てる漁業を推進します。

(3) 商工業の振興

商業については、時代の変化に対応できる経営基盤の強化、担い手や組織の育成を支援するとともに、商業活動の拠点づくりの一環として、TMOなど関係機関との連携のもと中心市街地の活性化を図ります。また、主要道路沿道や市街地空間における商業立地を促進するとともに、既存の小売店へも集客するよう、地域のニーズに対応した魅力ある商店街づくりを支援します。

工業については、既存企業の高度化を支援するため、各種制度、施策を有効に活用することにより、地域産業の体質強化に努めます。また、四国の高速交通の中心となる地理的条件を生かして、新たな企業の誘致や起業を推進するとともに、物流の拠点づくりを目指します。

さらに、シルバー人材センターの充実や労働情報の提供などにより、就業の促進に努めます。

(4) 観光・レクリエーションの活性化

新市域内外からの交流人口の増大を図るため、海、島、川、池、山、温泉・温浴施設や歴史的遺産、文化財など新市内の様々な地域資源や観光施設等をネットワーク化し、観光客の誘致に努めます。特に、四国霊場八十八カ所札所や「ちょうさ祭り」などの歴史的文化的資源や行事などを通じて「癒し」を求める来訪需要に対応して、宿泊施設や温泉などに関する情報を積極的に発信していきます。

また、様々な地域イベントや農林水産業の体験型観光を推進するとともに、宿泊施設や文化施設、スポーツ・レクリエーション施設等を活用したスポーツ大会や合宿、各種会議等の誘致に取り組みます。

さらに、観光物販施設を活用して、観光情報や地域の魅力を効果的に提供します。

施策名	主要事業
農林業の振興	生産基盤の整備 優良農地の確保及び農地流動化の推進 生産体制の強化 流通体系の整備 地産地消の推進 担い手の育成確保

	体験型農業の推進 森林の保全
水産業の振興	漁業生産基盤の整備 担い手の育成確保 水産加工品の高度化・ブランド化 つくり育てる漁業の推進
商工業の振興	商工会議所・商工会との連携強化 経営基盤の強化 中心市街地の活性化 地域企業の高度化 企業誘致や起業の推進 就業の促進
観光・レクリエーションの活性化	観光地のネットワーク化 積極的な情報発信 体験型観光の推進 スポーツ大会や合宿、各種会議等の誘致 観光地へのアクセス道の整備

第5節 暮らしを支える基盤の充実したまち 【基盤整備】

〈施策の方針〉

(1) 交通基盤の整備

新市の一体感の醸成や内外の交流促進を図るため、駅・港湾・インターチェンジなどの交通拠点を結ぶ幹線道路網を整備するとともに、国道11号をはじめとする主要幹線道路の拡幅もしくはバイパス整備等の要望を積極的に行います。生活道路については、緊急性、整備効果等を考慮して、優先順位の高い道路から計画的に整備を推進します。

また、教育や病院等の公共施設周辺をはじめとする道路空間において、市民が安心して通行できるよう、歩道空間の確保と段差解消等のバリアフリー化に努めます。

(2) 公共交通の充実

新市における市民の交通利便性の向上を図るため、市内各地と主要公共施設や病院、JR駅等の交通拠点を結ぶ市内循環バスの運行の拡充に努めます。

また、フリーゲージトレインの導入を促進するとともに、JRや高速バスの運行拡大を要望していきます。

さらに、離島航路や島内交通の充実に努めます。

(3) 港湾施設の整備

流通拠点としての観音寺港、豊浜港及び室本港の機能の高度化を図ります。

(4) 市街地空間の整備

JR観音寺駅を新市の交通結節点にふさわしい玄関口となるよう、駅機能の充実に努めるとともに、利便性や景観に配慮して駅周辺の整備を推進します。

また、駅や港湾などの交通拠点とリンクした中心市街地等の整備を推進し、狭い市街地を解消して誰もが安心して暮らせる利便性の高い空間の確保を図ります。

(5) 居住空間の整備

公営住宅等の維持管理の充実に努めるとともに、速やかな入居情報の提供や若者、高齢者等のニーズに対応した住宅の整備を推進します。

また、民間との連携・協力により、良好な住宅・宅地の供給を促進します。

さらに、がけ地近接住宅など危険地に対する対策を進めます。

(6) 適切な土地利用の推進

秩序ある新市発展のため、国土利用計画及び都市計画マスタープランの策定に取り組むとともに、開発等に関する規制誘導を図るなど、新市として整合性のある広域的かつ合理的で適正な土地利用体系の確立を目指します。

(7) 消防・防災の推進

新市のさまざまな地域の条件に的確に対応して防災体制の充実強化を図るとともに、自主防災組織等の育成に努めます。

また、防災行政無線の統合や消防資機材の一層の充実に努めるとともに、消防団等関係機関との連携・協力のもと、迅速な消防救急活動、市民の避難場所・避難ルートの確立など危機管理体制を構築することにより、災害発生時にその被害を最小限にとどめることを目指します。

(8) 防犯の充実、交通安全の推進

誰もが安心して安全に暮らせるよう、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、

街灯・防犯灯の充実等に努めます。

また、交通事故を防止するため、交通危険箇所の解消と交通安全施設の改良・整備を進めるとともに、交通安全教育の徹底と交通安全意識の高揚を図ります。

(9) 情報通信基盤の整備

市民が生活に密着する分野でさまざまな情報を利用しやすくなるよう、高速・大容量の情報通信基盤の整備に努めます。

施策名	主要事業
交通基盤の整備	国道・県道の整備促進 市道の整備・維持管理 歩道の整備 バリアフリーのまちづくり
公共交通の充実	市内循環バスの運行拡充 フリーゲージトレインの導入促進 ＪＲ及び高速バスの運行拡大を要望 高速バス駐車場の整備 離島交通の充実
港湾施設の整備	港湾機能の強化
市街地空間の整備	ＪＲ観音寺駅及び周辺の整備 中心市街地の整備
居住空間の整備	公営住宅の整備 若者・高齢者向け住宅の整備 民間と連携・協力した良好な住宅・宅地供給の促進 がけ地近接住宅対策の推進
適切な土地利用の推進	国土利用計画の策定 都市計画マスタープランの策定 開発等に関する規制
消防・防災の推進	地域防災計画の策定 地震防災対策の推進 自主防災組織の育成 消防資機材の充実 消防施設の整備 防災行政無線・情報システムの整備
防犯の充実、交通安全の推進	交通危険箇所の解消 交通安全施設の整備 防犯・交通安全意識の高揚
情報通信基盤の整備	ケーブルテレビ等の拡充 地域公共ネットワークの構築

第6節 住民自治が花開くまち 【市民活動・行財政】

《施策の方針》

(1) 地域コミュニティの支援

自治会活動やコミュニティ活動を支援することにより、市民が主体となったまちづくりを推進します。

また、地域での課題や問題点を住民が自主的に話し合いながら、まちづくりを進めていくコミュニティ制度の導入について検討します。

さらに、新市内の各地域がお互いを知り、相互に尊重しあえる関係を構築するため、地域内交流を促進するとともに、国内・国際交流活動を積極的に進めることにより、地域の活動が全国的かつ国際的なものとなることを目指します。

(2) 市民参画の推進

まちづくりの主役である市民とのパートナーシップを築くため、個人情報適正な取扱いのもと情報公開制度の充実により、市民との情報の共有化を図り、開かれた市政を推進します。

また、行政サービスの内容や将来計画などに関する市民の意見を直接聴取する機会を拡充し、市民の声を市政に反映した魅力あるまちづくりを進めます。

さらに、男女共同参画社会の実現に向け、新市における新たな男女共同参画計画を策定し、市民の意識啓発や男女がともに社会参画ができる条件の確立に努めます。

(3) 行財政の改革

効率的な行政運営を図るため、新市における行政改革大綱を策定し、行政組織機構の見直しをはじめとする行政改革に取り組みます。

また、財政健全化を図るため、長期的視点に立った財政計画を策定するとともに、自主財源の安定化及び財源の確保に努め、国・県の補助制度を積極的に利用しながら、将来の負担を考慮に入れた上で合併特例債を含めた地方債を効果的に活用します。

さらに、新市において施策・事業が効率的・効果的に実施されているかを検証するため、行政評価制度の導入を図ります。

加えて、事務の効率化と情報処理の迅速化を図り、行政運営に必要な情報を効果的に活用できるシステムを確立します。

公共施設については、民間事業者やボランティア、各種団体など管理形態の多

様化やPFI等による民間活力の積極的な導入を図ります。なお、新市の庁舎については、国等の出先機関も含めて、市の規模や財政状況を踏まえ適切な整備を行います。

また、市民の利便性向上に資するため、公共施設等の案内標識や看板などについて、統一的なネットワークによる整備を進めます。

施策名	主要事業
地域コミュニティの支援	コミュニティ活動の支援 自治会活動の支援 コミュニティ施設の整備 コミュニティ制度導入について検討 合併市町村振興基金の設置 地域内交流の推進 国内・国際交流の推進
市民参画の推進	情報公開制度の充実 広聴広報の充実 男女共同参画計画の策定 市民参画・男女共同参画推進拠点の整備
行財政の改革	行政改革大綱の策定 職員の定員管理計画の策定 健全な財政運営 行政評価制度の導入 電子自治体の構築 民間活力の導入 庁舎の整備 案内標識や看板等の整備